

参議院風水害対策特別委員会會議録第十六号

昭和三十四年十一月二十四日(火曜日)
午前十時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 那 祐一君
理事 稲浦 鹿藏君
重政 庸徳君
田中 一君
成瀬 幡治君
小平 芳平君
向井 長年君
森 八三三君

委員

秋山俊一郎君
石谷 遼男君
江藤 智君
上林 忠次君
木村篤太郎君
古池 信三君
小山邦太郎君
斎藤 昇君
仲原 善一君
西川甚五郎君
山本 米治君
古江 勝保君
米田 正文君
大倉 精一君
清澤 俊英君
栗山 良夫君
小酒井義男君
藤田藤太郎君
安田 敏雄君
大竹平八郎君

國務大臣

厚生大臣

渡邊 良夫君

政府委員

厚生大臣官房長 森本 潔君
厚生省社会局長 高田 正巳君
厚生省児童局長 大山 正君
厚生省保険局長 太宰 博邦君
農林省農林局長 坂村 吉正君
農林省農地局長 伊東 正義君
農林省農務局長 黒木 利克君
厚生省年金局長 小山進次郎君
食糧庁総務部長 岡崎 三郎君
水産庁次長 高橋 泰彦君

説明員

○昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に關する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に關する特別措置法案(内閣提出、予備審査)
○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に關する特別措置法案(内閣提出、予備審査)
○昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に關する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひによる被害農家に對する米穀の完済の特例に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に關する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○天災による被害農林漁業者等に對する資金の融通に關する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)
○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に關する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあつては、特に出資の融通に關する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(那祐一君) これより風水害対策特別委員会を開会いたします。
厚生省関係の法律案を審査いたします。去る二十一日付託になりました昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に對する福祉年金の支給に關する特別措置法案について、提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(渡邊良夫君) ただいま議題となりました昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に對する福祉年金の支給に關する特別措置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

すでに御承知の通り本年十一月より国民年金法に基づく福祉年金の支給が開始されることになったのであります。この法律案は、今次の災害によつて被害を受けた福祉年金の受給権者につきまして所得制限による支給停止の特例を設けようとするものであります。

国民年金法による福祉年金におきましては、前年度の所得を基準とする所得制限の措置がとられているのであります。受給権者またはその配偶者もしくは扶養義務者が、今次の災害によつて自己の住宅や家財その他の財産

につき甚大な被害を受けたため、今年度における所得が法定の基準以下となつた場合には、特に支給停止の措置を解除し、今年度分から福祉年金の支給を行なうとするものであります。なお、この特例は、愛知県以下三十三都道府県の区域のうちの災害救助法の適用地域全域に居住するものを対象としたしております。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。
○委員長(那祐一君) 次に、ただいま聴取いたしました提案理由のほか、本法案について補足説明を小山年金局長から求めます。

○説明員(小山進次郎君) お手元に差し上げてあります参考資料をもとにして簡単に御説明を申し上げます。この法律案の第一条に定義が掲げてございまして、この定義の第一項は、この法律案の適用される被災地域について規定したものでございまして、先ほど大臣から御説明申し上げました中にありますように、この法律案は、今次の水害または風水害によりまして被害を受けた被災者、災害救助法の発動されました全地域に適用するという考えでございまして、従つて、愛知県以下三十三都道府県に適用される、こういう趣旨の法案でございまして、

それから第二項は、この特別法案が適用されます要件について規定したものでございまして、この法律案は、この愛知県以下三十三都道府県におきまして災害を受けた人々のうちで、被災

な災害を受けた人々、この人を被災者としてこれに規定してございます。要件の概略は、末項に書いてあります。さらに、その住宅、家財またはその他の財産の価額のおおむね十分の五以上について被害を受けた人々に適用されると、かような内容でございます。住宅、家財につきましては、すでに他の法律におきましてそれぞれ固まつた内容の考え方がありますので、それに従うことに相なるわけでございます。その他の財産につきましては、その喪失または棄損が、その人の生活に非常に大きな損害を与えるというふうなものを政令で規定する予定でございます。内容として予定されておりますものは、まず第一に、農家についての田畑及び宅地、これは当然に含めることに相なっております。それから第二には、一般に商売道具といわれるような生産器具類はこれを含める考えでございます。その他につきましては、なお実態をよくきかめまして、それで尽くさない場合におきましてはさらに規定をしていく、かような考えでございます。要は、今次の災害によりまして非常に大きな被害を受けた場合をなるべく網羅していくというふうな考え方で規定をいたしたいと、かように考えております。

それから第二項には、本人の所得による支給停止に関する特例が規定されてございますが、これは現在の国民年金法におきましては、本人が前年度において十三万円以上の所得を持っておりましてした場合においては、次年度においてその人の年金の支給が停止される仕組みになっております。これを今次の災害によりまして激甚な被害を受けた人々について特例をもつて解除しようという趣旨の内容でございます。十三万円につきましては、本法における同じように、その人に扶養すべき十五才未満の子供がおります場合には、当然その人一人について一万五千円ずつを十三万円に加算をいたしましてこの十三万円を見るときは、そのままとり入れるわけでございます。なお、この法律におきましては、婚姻関係については、法律婚のほか事実婚をすべて含めております。その考えは当然にこれに入れることにいたしております。

それから第二項の規定の趣旨は、こういうことでございます。災害を受けたことによつて財産その他について非常な損害を受けた場合には、その年の所得のうちからその分を控除してその年の所得を計算するという趣旨の扱いが本法において、本法と申しますのは国民年金法において、されておりますので、そのやり方をそのままこれに取り組んでいくという当然の規定でございます。

それから第三項は、配偶者の所得によつて支給停止をされている人々についてこれを解除するという特例でございます。国民年金法におきましては、本人が所得を持っておらずとも、その配偶者が前年度において所得税を納める程度の所得を持っている場合には、次年度において支給停止をされるという規定になっておるのでございます。これにつきましては、先ほど来申し上げておりますのと同様の趣旨におきまして、その配偶者の財産その他

について、非常に大きな被害があった場合には、これを解除しよう、こういう趣旨のものでございます。

それから第四項は、扶養義務者の所得による支給停止についての特例でございますが、国民年金法におきましては、本人あるいは配偶者に所得がなくとも、その扶養義務者が、最も多い場合には、子供一むすこでございますが、このむすこさんに、五人家族の場合、五十万円以上の所得があります場合には、次年度において支給停止をする仕組みになっておるのであります。このむすこさんがこの災害によつて非常に大きな被害を受けた場合には、これを解除してその御老人なりあるいはほかのべき人々に年金を出すようにしよう、こういう趣旨の規定でございます。

なお、第二項、第三項、第四項、すべてを通じて、このようにして支給停止を解除されます人々の範囲は、その所得の落ちついた程度が、国民年金法の本来の所得制限の線を超つた人々に限る。言いかえしますならば、今回の特例措置によつて支給停止を解除される者は、これが引き続き明年年度においても今年度の所得をもとにいたしまして支給停止のことをきめまします。そのままだけで支給停止が解除されていき得る人々に限るというふうな扱いをしていのでございます。

以上のような措置によりまして、今回新たに支給停止解除を受けまします人々の数として現在予想しておりますところは、参考資料の四十三ページに掲げてございますが、老齢福祉年金につきましては九千五百人程度、障害福祉年金については九百五十人程度、母子

福祉年金については八百三十人程度でございまして、合せて一万一千三百二十四名、これはまあ計算上この程度の人がこの特例法によつて措置を受けるといふことに相なるかと推定をいたしております。これに要する金額は全部で七千一百万程度でございます。これは現在の予算の範囲内で処置でき得る見込みでございます。

以上でございます。

○委員長(郡祐一君) 次に、去る二十日衆議院において修正議決されました昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に關する特別措置法案について、修正部分を便宜、厚生省当局から説明を聴取いたしました。

○政府委員(大山正君) 衆議院で議員提出の修正案によりまして修正になりましたが、その修正箇所につきまして御説明申し上げます。

第二項第一項中の「生業資金にあつては二年間、事業継続資金にあつては一年六箇月間」という点を、二年というように修正になっております。それから、同条第二項中に「一年間」とありますので、同じく二年間と改めた修正案でございます。

この内容を簡単に御説明申し上げますと、母子福祉資金の貸付に關しまして、生業資金につきましては、現行制度では据置期間が一年間になっておりますが、政府原案ではこれを一年間延長いたしました二年間とするという案でございます。この点につきましては、修正がございせん。事業継続資金につきましては、現行制度が六ヶ月間になっておりますのを、政府原案では

一年延長しまして一年六ヶ月間とする案でございましたが、今回の修正によりましてはこれを二年間の据置期間とするという案でございます。住宅補修資金につきましては、現行制度では据置期間がないのでございますが、政府提出の原案ではこれを一年間とするという案でございましたが、今回の修正になりましたのはこれを同じく二年とする。言いかえしますならば、生業資金、事業継続資金、住宅補修資金の据置期間をいずれも二年間とするという修正でございます。

以上、簡単にございますが、衆議院において議決になりました修正点を御説明申し上げます。

○委員長(郡祐一君) それではこれから厚生省関係法案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○大竹平八郎君 これは局長でけっこうですが、福祉年金の先ほど大臣から説明があつた点であります。家財又はその他の財産の価額のおおむね十分の五」と、こういう規定についての説明があつたのであります。これはどういふ基準においてこの調査をされるのですか、この点を伺いたいと思ひます。

○説明員(小山進次郎君) この点につきましては、そこにおおむね十分の五以上」といふふうに規定しましたのは、こういうふうな考え方でございます。実際問題といたしまして、実際に被害を受けた金額が幾らであつて、その人のものと金額が幾らであるということを一々証拠書類を固めまして認定しますことは、実務上これは非常に困難であるだけでなく、災害地の事情が

ら見て無理のようでございます。従つて、現在では税におきまして一つの認定基準をきめておるのがございまして、ほぼそれを差しかえない限り準用して参りたいと思つております。具体的に申しますと、家屋につきましては、たとえば屋根の大部分が飛び散つたとか、あるいは半壊したとか、あるいは軒下近くまで浸水があつたとか、もしくは土砂が流入した、この程度以上の被害があれば、おおむね十分の五程度以上の被害があつたと認定する。同様に家財その他についても、そういった実務上からくる一つの認定の基準を設けまして、その基準に該当するものは、いわば無条件に十分の五以上に当たるものとして取り扱つていく。しかし、なおそのほかにも、実際上はそこまではないけれども、十分の五以上の被害を受けたというものがあつて得ると思ひます。こういうものについて、被害者の側からかなり詳細な資料を出してもらつて、それによつて認定をしていく、おおむねそういうふうに扱いたいと思ひます。

○大竹平八郎君 重ねて伺いますが、被害者の、大体個々に提出を求めるのですか。あるいは民生委員を通じて調査をするとか、あるいはまた調査漏れのところは個々に提出を求めるとか、その点を一つ伺ひます。

○説明員(小山進次郎君) 被害の程度につきましては、従来この種のものについて市町村長が証明書を出してありますので、その市町村長の証明書をつけて申請をしてもらうという事にはいたしたいと思ひます。

○大竹平八郎君 今お話の屋根の破損であるとか、家財道具の問題まで出て

おるのでありますが、そういう点から見まして、四十三ページのさつき御説明のありました対象人員の一万一千三百二十四人ですか、これは私どもは大ざつぱに見てあまり少いような気がするのでありますが、この点は相当自信を持たつた調査なんですか。

○説明員(小山進次郎君) これは、今度の災害について出ております資料に被害率というのがございまして、たとえば床上以上の浸水がどの程度か、あるいは家屋の半壊がどの程度かというのがございまして、これを用いて出したものでございまして、しかし、何分にも一々実態に当たつて積み上げた数字ではございせんので、実施いたしました結果がこれより多くなるか少くなるかということについては、私も非常に結構な確信を持っております。この数字とそう違つたものにはならないと考えております。

○大竹平八郎君 そうすると、この被害についての調査ですが、何か一応日限とかそういうめどをきめておやりになつておるのか、その点をいま一つ伺ひたい。

○説明員(小山進次郎君) 先ほど申し上げましたように、この認定のために用います実務上の基準は、単にこの目的のためだけに使うものではなくて、いわばほかの目的のために使われておりますものを、そのまま使つて参りたいという考えでございまして、従つて、従来被害を受けた人々がいろいろの事情から証明を受けておられるに違ひないと思ひますが、受けておられるのであるならば、それが市町村長の発行した証明であるならば、そ

れはそのまま受け入れて、まだもらつておられない人々については、これは新たに一つ調べて、市町村長から証明書を出していただく。かようにいたしまして、いずれにしても実情から見まして漏れないようにいたしたい、かように考えております。

○委員長(都祐一君) 速記をやめて。(速記中止)

○委員長(都祐一君) 速記を始めて。

○成瀬幡治君 母子福祉の資金量というよりなもののについては、実際問題としては相当なワケを算なりあるいは市町村関係で広げなければならぬと思つております。建前で言へば、児童局のあなたの方は受けて立たれるというよりな形になつておると思ひますけれども、それは言うものの、やはり一定の限界というものを大体予定しておるだらうと思ひます、それから負担額についても衆議院の方でいろいろな話し合ひをされておると承つておるのですが、その辺のところはどうなつておるのか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(大山正君) 母子福祉資金につきましては、国と都道府県の負担の關係につきましては現行制度が二対二、すなわち三分の二の国庫負担率でございまして、今回の特例法によりまして一対三、すなわち四分の三を国庫が負担するといふ意味の法案になつておるのでございまして、この資金量につきましては、現在まで關係の府県から申請のありましたもので、国が負担すべく確定しております金額が四千五百万円、それから今後見込まれる金額が、本年度におきまして千五百万円、合計六千万円でございます。従いまし

て、都道府県が負担します。この三分の一、二千万円を加えますと八千万円が本年度における被災母子家庭に対する貸付金のワケとして一応考えられる点でございます。

○成瀬幡治君 まあ私はこの資金量が妥当かどうかというものは、少くとも私がくわかりませんが、少なくとも私が一、二聞いた例によりますと、市町村の方ではすでにこれは当初割り当ててしまつた。そこで一銭も市町村の方にはワケがなくて困つておつて、それに対して県に対して要請をすれば、まあどのくらいになるやらわからないか、らしばらく待つてくれというよりな話になつておつた。そこで市町村としては、実際に災害が発生して、その日からあるいはその月からめんどろを見なければならぬというよりなところで見え困つておるといふよりな話を承つたわけです。今お聞きしますと、四千五百万円の処置はすでにしてしまつた、あと一千五百万円ほどのものを見込んでおるんだという話なんです、四千五百万円は、これは当初もうすでに渡つてしまつておるのか、今次災害で追加された分なのか、あるいは追加される分が一千五百万円をさすのか、その辺のところがちよつとわからないので、その説明を願ふと同時に、今次災害においてもうすで、何と申しますか、追加されたというよりな点で、もう少し僕たちにもわかるように説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(大山正君) 母子福祉資金につきましては、年度当初から各県でそれぞれ予算を組みまして、それに対して国が所定の繰り入れをして運用しておるわけでございます。ただいま申

し上げました四千五百万円と申しますのは、今回の災害のために特に各府県におきまして災害のために繰り入れようという額に対して国が負担すべき部分を見込んだ金が四千五百万円ということになりますので、今後この金が出るといふことになります。四千五百万円はすでに各關係の県から報告のあつた分でございます。まだ報告はないけれども見込まれるという額が千五百万円、こういうことに相なつておるのでございまして、国の方の予算ワケとして、県から申請があればまだ十分貸し付けの余裕がございまして、各県が予算措置をするかどうかという点が問題でございまして、その点、今度の法案が成立しますれば、国庫負担率が四分の三に上がりますから、各県としては負担しやすくなるということでございます。

○成瀬幡治君 大へんあなたの方じゃ、おれの方は各県がやつてくれさすれば、幾らでもめんどろを見るよというよりな大へん気前のいい高姿勢の話なんです、一体それではどのくらいあなの方としてはなお余裕があつて受けられる用意をしてらるのか。

○政府委員(大山正君) 現在まで本年度の既定予算で余裕のあります国の残額は一億一千六百万円という金額になつておりますので、ただいま申し上げました六千万円全部国が出しまして、なお五千万円くらい余裕がございまして、その限度におきまして都道府県の申請があれば十分貸し出すことができる、こういうわけでありまして、

○藤田藤太郎君 この国民健康保険事業に対する補助に關する特別措置法の

関係ですけれども、ちよつと一、二聞
いておきたい。

特別国民健康保険の關係は、ここで
は出ていないのですが、どういふこと
になるのですか。

○政府委員(太宰博邦君) 国民健康保
険組合というのは、皆さん御承知の通
り、たとえば同業の人たちが集まって
自分たちの力でやろうといふふりなこ
とで作っている国民健康保険でござい
ます。こういうものにつきましては、従
来から調整交付金というものはやらな
い、こういう建前になっておるわけで
す。今回の法律も調整交付金の中に特
別調整交付金という制度がありまし
て、災害のときなど、それでまかなうの
が本旨でありますから、こういう大災
害によりまして、それが不足するとい
うことを懸念して作つた法律でござい
ます。その趣旨からいいたしまして、
調整交付金と同じような考え方で参つ
ております。それから実態から申しま
しても、御承知の通り、そういう人た
ちは給付内容も相当いい給付をしてお
ります。また財政力も……。そこで、従
来からこういう組合につきましては、
特別にこういう災害のための積立金を
積み立てるように指導をして参つてお
ります。さういふ關係からいいたしまし
て、こういうものにつきましては、も
しそういう必要性が生じた場合には、
は、そちらの方でもつてまかなうよう
にさせるのが筋であらうかと、かよう
に考えておる次第で、これを取り除い
た次第であります。

○藤田藤太郎君 特別国民健康保険は
二割の補助、五分の調整金といふこと
になつておる。今、積立金をするよう
になつておるとおっしゃいますけれど

も、給付内容が、おのずからその組合
でいいものをやつておる。そうする
と、法律で定まつた二割という国庫補
助はおやりになつておるのですか。

○政府委員(太宰博邦君) 国民健康保
険組合に對しましては、市町村と、先
ほど申しましたように異なりまして、
市町村の方は実施を義務づけておるわ
けでございまして、国の方で二割の
国庫負担は精算して出します。組合の
方は、これは自分たちが任意にその方
が運営するといふことと、独立してや
つておるわけでございまして、それ
から、その実態もまた町村の場合に比
べて非常に有利な財政状況でございま
すので、これに對しまして市町村と同
じように二割全部を出すといふことは、
必ずしも妥当ではないといふふうに考
へまして、市町村の二割高い額、その
二割分だけを出す。もし組合がそれ以
上のより高い給付をいたします場合
においては、その分だけは組合の方が
負担する、こういうふうなことにいた
している次第であります。

○藤田藤太郎君 法律で二割ときめて
おいて、さうしてその給付内容をセ
クシオンして、ある一定のところを押
えて二割でやる、これじゃ少し理屈に
合わないのじゃないですか。さういふ状
態で積立金をさしているからこれで処
理せいなんと言つてみたところで、ど
ういふ理屈になるのか。

○政府委員(太宰博邦君) 国民健康保
険法の第七十三条には、この組合に對
する補助に對して規定がしてあるわけ
でございまして、これを讀んでみます
ると、「一國は、政令の定めるところに
より、組合に對して療養の給付及び療
養費の支給に要する費用の十分の二を

補助することができ。」と、さうい
うふうになつておるわけでございま
す。

それから市町村の方につきましては
第七十条に規定して「一國は、政令の定
めるところにより、市町村に對して療
養の給付及び療養費の支給に要する費
用の十分の二を負担する。」さうい
ふに法律の書き方においてすでに異
なつておるわけでございまして。

○藤田藤太郎君 法律の書き方が違
うといふけれども、大体法律といふのは、
何々ができるといふ書き方は、実質面
ではその規定した額に應じて支給す
る、それに近いものをするといふのが
実態じゃないですか。大体の法律と実
態との關係は、ところが、これは私が
聞くところによると、大体その一割
二、三分くらいしか出してないとい
う話を聞くわけなんです。給付の内容がど
こで限度とされるのか、非常にむずか
しいところだと思つておるわけでも、
そんなら二割なんといふことを書かな
くてもいいと思つておる。この点、二
割と書いておいて一割二、三分しか支
給しない、さうして組合だから、積
立金があるからさういふときにはやら
ない、關係がないとおっしゃらない
けれども、やらないのだ、さういふこ
とでは、國民の相互保險を守つていく
という立場から、やはり問題があるん
じゃないんですかね、私はさう思つて
おる。だからその同業者が組合組織で
おやりになるのだから、給付内容がい
いというなら、その全体が行なつてい
る給付内容の平均をどの辺の水準に置
くとか、単に町村の給付内容を基準に
して、さうしてあとみんな切つてし
まつて、さうして法律で定めた二割だ

といふことなら、組合を設立するとい
ふことと二割を補助することとの關係
は、私は必ずしもかしくなつてくると思
は。そこで、さういふ災害のときには
積立金があるのだからといふのは、や
はり積立金もやつて保險經濟をよくす
るためであつて、組合經濟の自主運営
ができるように二割の国庫補助といふ
ことになつたのだと、私はさう思つて
おる。さうして今のお話ですと、市町
村並みに切つて、さうしてそれだけし
か、國の補助は一割二、三分しか出し
ていないといふことなら、今度の災害
のときには、裏を返せば、私は當然こ
れに應じて災害の特別措置が講ぜられ
るというのが實際じゃないですか。理
屈じゃないですか。だから、それがあ
る程度高い水準で二割のあれでやり
になつておるなら、それは今の積立金
の關係、保險經濟の健全な中でやり
になつておるといふ理屈もつくでし
うけれども、それは市町村並みに切つ
てしまつて、さうして実際の額からい
えば、保險經濟の額からいへば一割
二、三分、それでいって、今度の特別
措置は講じてやらぬ、積立金があるの
だといつたところで、少し筋が通らな
いのじゃないですかね、そのところ
あたりは……。

○政府委員(太宰博邦君) これは繰り
返すようでございますが、實態から申
しましても、國民健康保險組合の内容
及び負担能力及び給付といふものは、
市町村の國保に比べますと相当いい
わけでございます。またそれは當然そ
うあるべきだと思つておる。そこで、こ
れに對しまして國がどの程度にてこ
入れするかといふことにつきまして
も、全然しないといふことでは、ま

たいろい御議論も出ようかと思いま
するけれども、市町村の方には、
とにかく実施を義務づけておるわけ
でございまして、これに對してか
りて國が二割を負担する、二割が少な
いという御議論もございまして、
とにかく二割を負担する。それから
五分の調整金でもつて、特にひどい
ところを調整するといふような場合に、
やはりそれよりも内容その他がよい
ものにつきまして、全部やはり二割を
見るのだと、これはさういふ意見も成
り立ちかと思つておるけれども、私
どもの立場をいたしましては、それ
に對して市町村並みに見るといふこと
は、いかであらうか。そこで、まあそれ
に對してどの辺で線を引いたらいいか
といふことにつきまして、大体先ほど
申し上げましたように、市町村にお
つたならば一番その内容のいいところ
の段階の市町村、こまかいことは申し
上げませんが、さういふレベルのところに
一応線を引まして、そこまでの分は見
まします、それ以上の分は一つ組合の
方でやつて下さい。國もいろいろ財政の
都合もございまして、もし國がてこ入
れるとならば、市町村の方は今
でも國から二割の負担をいたしまし
ても、なおかつ實際運営が苦しい所が相
当あるわけでございますから、そちら
の方でやるべき筋合いであらう、さ
ういふふうな意味から、大体組合に對
しましては、市町村に對します場合、そ
の上澄みの部分だけは手前の方で持
つてもらうようにお願いしておるわけ
であります。さういふふうなことから
いたしまして、調整交付金の中に特別調
整交付金制度を設けて、さういふ
災害が起きた場合の手当は特別調

整交付金の方でやることになっており
ますけれども、まあ組合の場合につ
いては、それは調整交付金では見ない
というところが法律の第七十二条で規定
してあるわけでありまして、組合に対
しては調整交付金から除いておるわけ
でございます。また、こういうようなこ
とで前回の二十八年の際にもそういう
ようなことがとられたわけでございます
。かような次第でございますので、
この点はいろいろ御意見は御意見とし
て承っておりますけれども、こちらの
立場も御了承いただきたいと思います。

○藤田藤太郎君　そうすると、今よく
わかつて参りましたが、今度の処置は
市町村の大体平均というか、高いところ
までの要するに給付内容のそのままで
以下のところは、この災害の手当を特
別健康保険にするとおっしゃるわけ
ですが、それは調整金がないからできな
い。それじゃ一切できぬということ
ですね。そういうことでしよう。だ
から、今のお話が少しそういう工合
に聞けたから、私はちよつとだめを
押ししているのですが、できないとい
うことですね。だから私が先ほどか
ら申し上げているように、単に積立
金でやりなさいというなら、私は二割
が高いとか安いとか、これは法律でき
まつてゐるんだから議論をしてもし
やないから、そういう議論をしてい
るのではない。こういう災害のときに手
当を二割までできるというなら、それ
に近い補助金を出しになつていく、
全体の組合の保険経済がそういうこと
なら、そういうあなたのおっしゃるよ
うに、積立金で処理をしないといつ
てもいいけれども、実態はそうじゃな

い。保険給付が、同業者の組合ですか
らいいに過ぎない。自然よくなると思
います。しかし、おのずからやはり組
合員の力によつてやつてゐるその限度
まで、何ぼまでといつて法律で押えて
いるわけじゃないんですから、それは
ね上がったこともやつてないと思いま
す。そういうことで、法律でできると
書いてあるが、二割二、三分でやつて
いるということ、これとの関係はどう
なるかということになつてくるわけ
です。だからそういう点はやはり今の
あなたの理論を押し進めていくなら、
その地域における特別健康保険組合
は市町村並みの保険経済の額まではめ
んどろを見てあげましよう。この災害
の手当はそのあとではできませんとい
うなら幾らか話がわかるけれども、全然
見ないといふことではなくて、少しも
戻つて、今私が言つたようにできる
と書いてあるが、二割とか法律で定め
ておるけれども一割二、三分でいい
んだ、こういうことじゃ少し話が通らぬ
のじゃないかというのが私の意見なん
ですよ。

○政府委員(木澤博邦君)　どうも藤田
委員の御承知のところでの御質問でござ
いますので、まあそれ以上になり
ますと、また意見の問題になつてくる
と思ひますけれども、まあ大体そうい
うように組合というものが自分たちの
合意によつて作つてゐるというふうな
建前から、国がこれにてこ入れします
場合においても、実施を義務づけてお
る市町村の場合と違つてくる、従つて
調整交付金制度も法律の上から市町村
には調整交付金は交付するといふ建前
になつておりますが、組合は除かれて
おる。そして今次の災害におきまし

ては、その調整交付金でもつてまかな
い切れないと予想された所にまあこの
特別措置の法律を作つたわけござい
ますから、そういう趣旨からいたし
まして、どうも組合に対してこれを考
えるということがあつてほしいんだ
と、しかしながら組合につきましても
そういう場合に備えて、大休年間の給
付金の一割まで積み立てるようによ
きましても、それでもつてまかなつて
いかせるようにしたい、かようなこと
で一つ御了承いただきたいと思います。

○藤田藤太郎君　ですからあなたの方
の意見はわかりました。私は了解でき
なくともわかりましたから、問題はそ
ういふ法律でできると書いてある
からといふようなことでなしに、
やつぱり医療内容をよくして健康を
守るといふことですから、おのずから限
度が、飛び上がったところで限度があ
ると思ひますけれども、法律がきめて
いる二割を百パーセントいけるかいけ
ぬか、私は実態はよくわかりません
が、ある程度調べてみましたけれど
も、多少高い、だからどの限度までは
といふことは、その法律で二割をする
といふ実体に沿うように一つ努力をし
てもならぬ、この問題は私は問題
が残ると思ひます。だから厚生省にお
いても災害の手当は、私は市町村並
みの限度までやつてあげたい。これを一
つ希望すること、それからもう一つ
は、やはりあなたのようなことをおつ
しやるなら、やはり法律できめた二割
のところまでは補助金を出してやると
いふことでなければ理屈は通らぬ、私
はそう思ひますから、厚生省はそれは
どうかよくお考えになつて、問題の処

理をしていただきたいと思う。それか
らもう一つの問題は、この健康保険の
問題にはこの法律は触れてないわけで
すけれども、健康保険は今の状態では
政府管掌と組合との関係がありますか
ら、政府管掌の健康保険には補助金を
出す、それから組合管掌のところには
出さないという格好で運営がされてお
りますけれども、そのいづれにいたし
ましても、健康保険組合自身が持つて
いる診療所であるとか、病院とか、そ
ういふところが被害を受けたというよ
うな場合には、私は特別の処置をして
あげなければならぬと思う。また健康
保険組合、また日雇健康保険組合に対
してどういふ処置が講じられてい
るか、国民の健康保持の問題ですから、
そういう点も特に災害の激しかった所
においてどういふ処置を講じられた
か、これも聞いておきたい。

○政府委員(木澤博邦君)　第一の健康
保険の病院、診療所等につきましても
は、これはお話のように災害を受けた
ものがございまして、これは私の方の特
別会計で実施いたしておりますので、
その方において手当をいたしております
。それから第二番目の健康保険及び日
雇健康保険の被保険者なんかです
ね、これに対して、こういう場合に
に何か考えるかと、こういうお話のよ
うであります、これは現在のところ
では、今までの通りで参りたいと思つ
ております。今回お出しいたしました
特別措置法の趣旨は、御承知だと存じ
ますが、もともとこういう災害があり
ました場合に、保険料なり、あるいは
患者が医者の窓口で支払いますといふ
一部負担金を払えない場合が出てく

る、そうしますと、国民健康保険制度
においては、その分を被保険者がカバ
ーするといふ建前になつております、一
つの条件のもとに。そのカバリーする
結果、こういう大災害の場合において
は、保険財政に穴があくであらうとい
うことを考慮いたしまして、この特別
措置法で調整交付金の一端をなうこ
とにいたしましたわけでございます。こ
ろが、健康保険、日雇健康保険法に
おきましては、そういう被保険者に対
して保険料を減免するという制度もご
ざいせん。またそういう人たちは、
やはりそこに雇用関係があります限
り、やはり賃金、収入があるわけ
でございますから、従つてそこでもつ
て保険料というものも入るはずでござ
います。そこで健康保険等におきまし
ては、保険料の滞納があつた場合のそ
の延滞金を免除する規定はございま
したが、保険料その他を減免するとい
う規定はないわけでありまして、従いま
して、保険財政それ自体については、ま
ず影響はないと考えてよろしいと思
うのであります。

そこで、今度は被保険者の分でござ
います、先ほど申しましたように、
制度の建前は異なりますが、国民健康
保険においては大体給付するのは医療
費の全部を給付するといふ建前の上
に立ちまして、そしてそのうちの大多
数――五割でございますが、それを本人
がお医者さんの窓口で払いなさい。こ
れは一部負担として義務づけているわ
けでございます。そこでそれが払えな
い場合においては給付するので、その保
険者の責任でございまして、そこ
にいろいろな保険財政の問題が起こつ
てくるわけでございます。これに反し

流され、假設住宅を建てて、当座の時資金、それから住宅の融資ということがあります。なべかまから買つていかなければならぬ。そして非常に困つてゐるから、立ち上がり資金というふうなものが、必要じゃないかと私は思うんです。それで、たとえばもう一つの問題を見ると、被災された方々にはそれはまあ融資の面も一時差し上げるといふような、各町村では五千元とか一万円とかお上げになつておる所があると思ひます。だから地方財源の高低といひますか、そういうものでその額が違つたりしてゐる。これはやはり天災であると同時に、その設備が悪かつたり、施設が悪かつたり、河川や堰堤が悪かつたりして、その面では国全体の責任の面もあると思ひます。だからそういう方々に、一つは融資であり、一つは何か見舞金みたいなものを

出すような保証をするといふより、な
考へが厚生省には浮かんでこなかつた
かどうかといふことが第一点です。
それから第二点は、たとえばこの被
害でなくなられた人に対する、今まで
もそういう例がございます、弔慰金的
な例がございますが、そういうもの
はどおり工合にお考へになつてい
るか。

もう一つは災害に起因して疾病され
たような場合のめんどろをいつの限度
まで見るのかどうか。災害の疾病、そ
ういふことについて、これは他の法律
とも關係をいたしますけれども、お考
え方を一つ承つておきたいと思ひ
ます。

○政府委員(高田正巳君) 第一点の見
舞金、それからなくなつた方に対す

る弔慰金、この二点につきましては厚

生省といはしましては考えておりません。罹災されました方につきましては、現在の災害救助法のいろいろな救助をいたしますのでございますが、この救助の程度といひますか、限度といひますか、これを、今回の災害につきましましていろいろと引き上げて参りました。二、三の例を申し上げてみますと、たとえばたき出しに關する費用をずっと従来五十円でやつておりましたのを七十五円に引き上げ、それから九十円に引き上げて参りました。

それから御指摘の家を流されたり、全壊されたような方々、家を失われた方々に対しては、二年間の範囲におきましてはそこへ入つていただくという制度があるわけでございます。これにつきましても、従来はその一戸当たりの単価が八万円ではつとやつて参つておりました、これを今回の災害に際しまして、まあもう少し、少しでもいいものという趣旨から、十万円に単価を引き上げて、それから戸数につきましても、従来そういう罹災をなされた方々の三割以内という戸数でございまして、制限がございましたので、これを一般的に四割まで引き上げました。さらに特殊な事情にありまして、引き上げ得ると、設置戸数を多くし得るというふうなことで、大体約二万戸ばかりの応急仮設住宅を作る予算を、総額二十億程度のものでございまして、その予算を今回の補正でお願いをいたしておるようなことであります。

そのほか、お話の中にもございました毛布でございますとか、なべ、かま、日用品というふうなもの、こ

うふうなもの、程度、限度につきましても、従来の災害よりは若干これを引き上げて参ることにいたしました。

さうなことが例でございますが、なお、さらに全般的に申しまして、第三点の疾病の場合の取り扱いに關連のあることでございまして、たき出しの期間にいたしまして、あるいは避難所の設置の期間にいたしまして、それから医療の期間にいたしまして、それそれ水を長くかぶつておる所等につきましましては、引き延ばして参りました。普通の災害の場合には、まあたき出しなんかも一応二、三日という制限があるのでございまして、もちろん二、三日で打ち切つて差しつかえないような地区もございまして。しかし、これも今日なお引き続いて、もう二カ月ぐらゐに延びますけれども、引き続いてたき出しもやつておる。その地区々々の実情に即しまして全般的に救助の期間を引き延ばした。まあさうな措置をとつて参りました。救助につきましましては、私もいまして、いろいろ御不満はまだあるかと思ひますけれども、万全を期して参つたつもりでございまして。ただ、最初に申し上げましたように、見舞金とかあるいは慰慰金というふうなものは、まあそれは差し上げればこの上ないわけでございますけれども、別に悪いというものではないとおきまして、今までの例に参りません。従つて、今回もさうな措置はとらないことにいたしております。

なお、立ち上がり資金に關連をいたしますことといたしまして、先ほど母子福祉資金の貸付のお話でございます

たが、これとは別に、母子世帯以外のポーター・ライン層に対して世帯更生資金の貸付という制度がございまして、大体母子福祉資金の貸付と非常によく似た制度でございまして、この世帯更生資金の貸付につきまして、今回補正で一億五千万円の政府資金の追加をお願いいたしておるわけでございます。この中に生活資金というふうなものもございまして、従来、非常に限定された場合に、月三千円まで出しておりましたのを、この災害につきまして月一万五千円まで、三カ月間総計四万五千円ぐらゐまでは貸し付け得るといふ制度に変へまして、それから生活資金というふうなものにつきましても、従来もございまして、やはり同じように五万円程度までは貸付をするといふふうなことにいたしました。これに要する一億五千万円の資金の追加をお願いを補正でいたしておるわけでございます。

それから第三点の疾病の問題でございますが、災害救助法によりまする災害に基因をいたしました疾病の治療につきましましては、法の建前は原則としてしまして救助班でやる医療、そういうふうなものをねらつてゐるのが法の建前でございまして、今回は相当多数の方々を国立病院その他の病院に入院をさしたる方々もいたしております。それから一般の医療機関に通つておられる方々もございまして、まあさういふふうな医療の問題につきまして、これもたしか二週間ぐらゐの期間があるわけでございますが、これをそれぞれ実情に応じて引き延ばして、現在もまた一部の方々につきましては災害救助費で医療を行なつておるような

以上収入のある方につきましては、これは保護法の適用はいたさないのでもございすけれども、ただ、衆議院でもさうな点についていろいろ御質問がございまして御議論をいただいたのでございまして、財産を持つておるとか、それから扶養義務者が別に東京から東京で働いておるとかといふような場合には、その財産を売つてしまふ、さうしなければ保護法の適用をしないとか、あるいは扶養義務者から扶養を受けた後でなければ保護法の適用しないとか、非常にその辺を窮屈に運用しておるじやないかといふふうな御指摘もございまして、しかし、これらの点につきましましては、従来から御指摘になりますほど窮屈な運用は実はいたしておりませんので、明確に財産の利用あるいは扶養義務者に対する追究等につきましては相当詳しい通牒が出ておりました、たとえば畑が水をかぶつて収穫がなくなつた、さうな場合に、ほかに大きな貯金もなし所得もないというふうな場合に、その財産を評価して、さうしてそれが幾らあるから保護法をかけたといふふうな運用は、実はいたしておりません。従つて、最初申し上げましたように、今回の災害によりまして被保護世帯が相当増加するであろうといふことは私も予想をいたして、その財政的な準備もいたしておるようなわけでございまして。

たが、これとは別に、母子世帯以外のポーター・ライン層に対して世帯更生資金の貸付という制度がございまして、大体母子福祉資金の貸付と非常によく似た制度でございまして、この世帯更生資金の貸付につきまして、今回補正で一億五千万円の政府資金の追加をお願いいたしておるわけでございます。この中に生活資金というふうなものもございまして、従来、非常に限定された場合に、月三千円まで出しておりましたのを、この災害につきまして月一万五千円まで、三カ月間総計四万五千円ぐらゐまでは貸し付け得るといふ制度に変へまして、それから生活資金というふうなものにつきましても、従来もございまして、やはり同じように五万円程度までは貸付をするといふふうなことにいたしました。これに要する一億五千万円の資金の追加をお願いを補正でいたしておるわけでございます。

それから第三点の疾病の問題でございますが、災害救助法によりまする災害に基因をいたしました疾病の治療につきましましては、法の建前は原則としてしまして救助班でやる医療、そういうふうなものをねらつてゐるのが法の建前でございまして、今回は相当多数の方々を国立病院その他の病院に入院をさしたる方々もいたしております。それから一般の医療機関に通つておられる方々もございまして、まあさういふふうな医療の問題につきまして、これもたしか二週間ぐらゐの期間があるわけでございますが、これをそれぞれ実情に応じて引き延ばして、現在もまた一部の方々につきましては災害救助費で医療を行なつておるような

以上収入のある方につきましては、これは保護法の適用はいたさないのでもございすけれども、ただ、衆議院でもさうな点についていろいろ御質問がございまして御議論をいただいたのでございまして、財産を持つておるとか、それから扶養義務者が別に東京から東京で働いておるとかといふような場合には、その財産を売つてしまふ、さうしなければ保護法の適用をしないとか、あるいは扶養義務者から扶養を受けた後でなければ保護法の適用しないとか、非常にその辺を窮屈に運用しておるじやないかといふふうな御指摘もございまして、しかし、これらの点につきましましては、従来から御指摘になりますほど窮屈な運用は実はいたしておりませんので、明確に財産の利用あるいは扶養義務者に対する追究等につきましては相当詳しい通牒が出ておりました、たとえば畑が水をかぶつて収穫がなくなつた、さうな場合に、ほかに大きな貯金もなし所得もないというふうな場合に、その財産を評価して、さうしてそれが幾らあるから保護法をかけたといふふうな運用は、実はいたしておりません。従つて、最初申し上げましたように、今回の災害によりまして被保護世帯が相当増加するであろうといふことは私も予想をいたして、その財政的な準備もいたしておるようなわけでございまして。

的に救助を打ち切つてしまふ、こういうことが従来往々にあるので、かえつて現地においては非常に困つたという状態があるわけなんで、従つて、このたき出しその他の救援については、水が引いたから直ちに機械的にこれを打ち切るというのではなくて、その地方の実情に即した幅のある、弾力性のある措置をお考えにならないといふと、現地ではかえつて非常に困るのではないか、特に長期渇水の地帯においては、なおさら私はそういうことが言えるとお考へるのですが、こういう点についてのお考へなり措置を、どうお考へになるか。

○政府委員(高田正巳君) 御指摘のよ
うに、水が引いてすぐ救助を打ち切る
ということとは、これはかえつて水が引
いたために、いろいろなことがやりに
くいという場合も考えられますので、
さようなことはいたしておりません。
現実に、たとえばたき出しを打ち切つ
た事例等におきましても、やはり水が
引きまして、そのあとのある程度の整
理がついた時期におきまして、たき出
しその他の救助の手も打ち切つており
ます。まだ水のついている所もござい
ますので、今後の何と申しますか、運
用の方針といたしましては、過去にお
きましてやつて参りましたと同じよう
に、言葉をかえて申しますれば、この
地元の府県なりとよく相談をいたしま
して、救助の目的に反しないような、
実情に即した措置をとつて参りたい。
その地区々々のあれに即しまして、期
間を延ばして参りたい、かように考え
ております。

○藤田藤太郎君 先ほどのお話にあり
ました一番最後の疾病の問題からいき

ますが、この疾病で、今の災害救助費からおやりになっている、今度の災害については、入院その他のめんどうを見ているとおっしゃいましたが、非常にけっこうだと思いますが、問題は残ると思う。健康保険とか、共済保険とかで、最後のしわ寄せが結局生活保護の医療扶助というところに落ちてくるわけです。だから、最後の落ちる前に、生活保護に落ちる前の状態の中で、最後の医療扶助に落ちる前、要するに、そういう生活保護法の対象の医療扶助という、なかなかむずかしい条件があるから、そこへ落ちる前の、健康保険も共済保険もない、そういう方々の、打ち切られたあとの処置はどういう工合におやりになるか、たとえばけをしてお六カ月もかかるというような人もあるとか、この災害を基因にして長期の疾病になるというような方ができて

いるということもちよつと聞くのです
が、私は正確な数字はつかんでおりま
せんけれども、そういう落ち込むまで
の方々の処置の方法なんかはどうお考
えですか、ちよつと聞かして下さい。

○政府委員(高田正巳君) 保険がございまして、あるいは非常にお金持ちはもちろん問題ないわけですが、保険がございまして、そのほかの制度によってカバーされます方々は問題ないわけです。それから、ずっと貧しくて、生活保護法の医療扶助に問題なくかかる方も、これも問題ないわけです。ところが、この中間、生活保護法にはからぬけれども、ちよつとその途中の中間の方々で、保険も何もないという方々が具体的には問題になるわけです。それで、これにつきましては、医療費の貸付という制度が世帯主

生資金と別にございまして、そうして現在、まあ一番問題になりますのは愛知県だと思いますが、愛知県にまだその貸付のワクを一千万円ほど余裕を保持しております。具体的に災害に關連をして入院をされた方々の数とか、あるはいつごろなるとか、この人は保険があるとかないとかいうようなことを、いろいろ実は地元の方で調査をいたしております。さような調査からいたしますと、今御指摘のような方々は非常に少数になりますので、従つて、この医療費の貸付のワク一千万円があれば、もう十分まかなつていけるというふうに、私どももいたしましては判断をいたしておるわけでございまして。まあこの制度を十分活用することによりまして、そういう方々については手当をして参りたい、かように考えております。

○藤田藤太郎君 いや、愛知県名古屋
市、特に国民健康保険がありませんか
らね、そういうところに問題が起きる
わけですから、これは一つこれと関連
して、国民健康保険が早く施行される
ことが望ましい問題ですけれども、そ
ういう人が残りますから、残った方の
処置は一つ万全を期してほしいと思
います。

それから、先ほどのお話で、災害世
帯に見舞金を、財政上ゆとりのある所
となし所と、見舞金なんかが違つて、
実際問題として市町村から出してお
られる。これはやはり他の何の目的もな
く、被災者を援護するという目的で出
しておられる。だから、そういう意味
で、これは地方自治庁の交付金との関
係もありましよう、また災害救助法
で、一本でやるといふことができること

ございますから、こういう各市町村がやつていような問題は、国がまとめて、たとえば立ち上りの問題や、見舞金、弔慰金というような問題は、災害救助法についても、今度の災害についていろいろの問題点が出て研究されていることだと思えますから、市町村でやつていような問題を、一つ災害救助法でまとめて、何らかの形で施行するようにお考えを願いたいということ、最後にお願いをしておきます。

それからもう一つの問題ですが、各地に消費協同組合というのがあるので、すね。で、消費協同組合の施設とか、それから物資、こういうものが災害を受けた場合に、何らの処置が今度の手当ではないわけです。だから、低利、長期の融資を貸してあげるとかして、立ち上がっていくという問題が私はあ

ると思う。こういう点について、どう
いう処置をおとりになるか、一つお聞
きしたいと思います。

○政府委員(高田正巳君) 今回の災害につきまして、生活協同組合の、何と申しますか、店舗とか、いわゆるそういう共同施設で被害を受けました総額は大体一千四、五百万円でございます。愛知県、三重県、岐阜県、この三県が中心で、総額といたしましてもそう大した額ではございませんが、なお、この生活協同組合の中には、規模もなかなかしっかりしておりますで、中小企業金融公庫とか何とかで金融の道のつくものもございます。それから職域の生協等におきましては、事業主から融資を受けるという手段を持っているものもございます。ところが、主として小規模な地域生協で、さような道のないのがございしますので、これらの

持つておりまする共同施設に対する復旧につきまして、消費生活協同組合に対する貸付金の法律というのが現在ございます。非常に当初予算もわずかでございますが、若干の金を計上いたしまして、国が一、都道府県が一、両方資金を出し合ひまして、そうしてきよくな施設に貸し付ける制度がございます。それでこの制度によりまして貸付を行なつて参りたい。その資金は、実は予備費で支出を——わずかな経費でございしますが、予備金で支出をいたしてもらうことに、ただいま折衝をいたして参ります。

しておられる。○藤田藤太郎君 これは、今おつしやつた千四百万円というのは施設ですか、物品その他の要するに資材といひます。しょうか、物資も含んでいるのですか。

○政府委員（高田正巳君） 今申し上げましたのは施設でございます。

○藤田藤太郎君 施設……。

○政府委員(高田正巳君) はあ。それで物品その他の被害も若干あつたわけでございますが、これについて、これは御存じのようにそれに要する経費というものは非常に短期に回転をする、短期の、何と申しますか、運転資金のようなものでございますので、これはちよつと政府といたしまして長期の低利の金を貸すという対象には不適当ではないかと、まあこういうふうに実は考へて、共同施設投資のようなものに対して貸付をいたしたい。かように考へておるわけであります。

○栗山良夫君 厚生大臣はもうきよりは来られませんか。

○委員長(郡祐一君) 厚生大臣は十二時までおりましたのですが、十二時か

らの予定を持っておりましたために、ちよつと退席をいたしました。

○栗山良夫君 実は私一点だけ、この前、資料要求をいたしました問題についてです、資料を出していただきましてから、それについて関連してお尋ねしたいと思ひます。

私が厚生省にお願いをいたしました資料要求の一つで、風水害によつて孤児になった人の援護についてお尋ねをしたと思ひます。実際今度の台風でどれくらいの孤児が出ているのか、親あるいはその他の扶養者を失つた人がどれだけのいるかということ、統計で出してもらいましたところが、愛知県、三重県、岐阜県、名古屋、山梨県、長野県合わせまして百三十九名に

なつております。十八才未満のいわゆる孤児が百三十九名であります。で、二十八年災から以後ですね、毎年総数はどれくらいになつておりますか。災害によつて出てくる孤児、おわかりになりますか。

○政府委員(大山正君) 先般資料の御要求がございまして、十月三十日現在の数で、ただいまお読みになりました百三十九名の資料を提出しておきましたのでございまして、その後、若干さらに判明いたしましたので、その点つけ加えて申し上げたいと思ひますが、名古屋におきまして三名ふえましたが、それから滋賀県で三名新たに判明いたしました合せて六名ふえましたので、百三十九名に六名ふえて百四十五名がきよう現在でわかつている数字でございまして。

御質問にありまして昭和二十八年以降の災害による孤児の数につきましては、手元に資料を持っておりませんので、後ほど調べましてお答えさせていただきます。

○栗山良夫君 これらの孤児につきまして、今までは今度の風水害について、何か特別に援護の手を差し伸べられたことはございませんか。あるいはまた特別の援護の手を差し伸べようとしておられる御構想がございまして、これを伺ひたい。

○政府委員(大山正君) 今度の災害が起きました、直ちに関係の府県に通知をいたしまして、各県の児童相談所が中心になりまして、避難所ごとに巡回相談班を設けて、このような孤児の発見並びにお世話をすることになりましたのでございまして。

現在判明いたしております百四十五名の孤児につきましては、大部分が粗父母、その他の親戚に引き取られておりまして、これが百六名であります。それから勤め先その他の縁故者に引き取られました者が十九名から現在集団避難所におりますのが五名、これは児童疎開で集約した他の学友と一緒に避難してある者でございまして、それから児童福祉施設であります養護施設あるいは精神施設等に措置いたしました孤児が十五名でございまして、なおこの孤児につきましては、里親その他の希望者も相当あるものでございまして、いろいろ調べてみますと、財産その他を保持する孤児が相当あるわけではございまして、この点、いわゆる戦災孤児、浮浪児としては若干事情が異なつておるのであります、そういうものを目当にいたしました里親希望者というものをな

きにしてあらうというところでございまして、この点につきましては、非常に慎重に調査いたしまして、適当な里親があればそこに措置するという考えでございまして、原則として養護施設に措置するというように考えておるのでございまして。なお、後見人の選定等につきましては家庭裁判所が定めることになつておりますので、私どもの方から法務省へも連絡いたしましたので、その点も遺憾のないようにいたしておるような次第でございまして。ただいま申し上げました数字のように、おおむね親戚、知人等に引き取られまして、なお今後、これらの親戚知人等の世話になつておることが適当かどうかという点につきましては、さらに児童相談所が今後ともよく注意して、財産関係その他で不都合なことの起こらないように十分注意いたしたいと考えております。

○栗山良夫君 今、青少年の不良化防止の問題が非常に政治的にも問題になつておるのですが、こういう孤児は戦災の場合もあるいはその他の原因の場合もあり得るけれども、何としても非常にいじけてくるのであります。特に親戚あるいは祖父母にめんどろを見てもらうといったし、なかなかな精神的なあたたかさというものがなく、そしていじけて育つていくというものが非常に心配されるわけでありまして、そこで、ただいま遺産の管理についても適切な措置を講ずるとおっしゃいましたが、これはやはり将来何らかの法的な措置も、もしできるものならばして、こういう孤児の遺産管理というものはもう少し厳格にして、またた親が残した財産がありました場合には、それで安心して成人になれると、そういうようなやり方にしての援護を講じなければいけないのではないかと。また全然財産のない孤児に至りま

しては、これは問題になりませんか、そういうものはやはり国が何か特別な法的措置を講じて、そして成人するまではいじけないで育つていけるようにする、こういうあたたかい国の施設もあつてしかるべきではないかと私は考へるのであります。またまた風水害の問題でございまして、たまたま風水害の問題でございまして、風水害のほかに、さらにこういう不幸な境遇に陥つておられる孤児がいろいろな理由でたくさん出てくることと思ひますので、そういう広い視野に立つて孤児の成人までみとつて、援護対策というものを将来真剣にお考へになる必要があるのではないかと。まあ法律的にそういうことが可能であるかどうかということ、これはあなたの方の御研究に待たなければなりません、少なくともそういう気持でおやりになる必要があるんじゃないか。財産の全然ない、また引き取り手のないという孤児については、私は、憲法の定めるところによつて、十分法制化し得るものと考えます。そういう意味で、今後直接、今起きている孤児についてあたたかい目を離さないようにしていただくと同時に、もう少し恒久的な対策をお立ていただけるかどうか、こういう点について伺ひたいと思ひます。これは本来ならば、別に局長で不十分だというわけではありませんが、厚生省の一つ重要な問題として取り扱つていただくために、私は大臣の所信を尋ねておきたいと思ひますが、退席されましたので、局長からも機会あるごとに、よく省としての考へをまとめるようにしていただきたい。

○政府委員(大山正君) ただいまの御意見、まことにごもつともでございまして、私どももいたしまして、今回の災害による孤児、その他のいろいろな原因によりまして孤児にございまして、ただいまお話しをいたしましたように十分お世話して参りたい、かように考へておるような次第でございまして。

財産のない者につきましては、養護施設に入れるか、あるいは里親に委託いたしまして養育して参り、その間の費用は、国が現在の十分の八を持つことになつておるわけでございますが、国、都道府県等におきまして十分お世話して参りたい。また、財産関係のある者につきましては、先ほど申し上げましたような後見人の選定等につきまして十分遺憾のないように、よく法務省当局とも打ち合せて十分な措置を講じて参りたい、かように考へておる次第でございまして。

○田中一君 関連。財産があるという子供に対する相続税の問題なんか、特別な措置をとつておるんですか。財産相続税の問題ですね。何か特別の措置をとつておるんですか。やつぱり現在普通に、普通というか、常態にある財産税を徴収されているのかどうか。

○政府委員(大山正君) ただいまのところ、特にこの問題につきましては私の方でいたしまして措置をとつておるものでございまして、なお十分関係当局と相談いたしまして、適当な措置を考へたいと思つております。

○田中一君 いや、措置をとつていないという一措置を何となく、その子供の成長まで減らないような……。という第一歩は、財産税を取らないということが、あるいは軽減するということが、その考へ方の出発点と思ふんですが、

九

よ。従つて、子供に愛情を持つならば、この際、そういうものは免ずるといふような措置をとる方向に、これはもう厚生省の権限内じゃないですけれども、厚生省としてはそういう方向にいくならいくというふうな明言がほしいわけなんです。で、それはそういう方向にいくように関係当局と相談するといふのか、その点をもう少し明確に厚生省の意思を伺つておきたい。説明して下さい。

○政府委員(大山正君) 税務当局とこれは十分打ち合わせてやりたいと思ひます。

○森八三三君 一点だけ伺ひたいと思ひますが、公的医療機関の復旧に要する費用については、災害の復旧に要する費用について二分の一を補助すると、こういうふうに相なつておりますが、ここに述べられておる災害の復旧に要する費用とは、その内容がどういふ性格のものであるのか、具体的にまづお伺ひいたします。

○説明員(黒木利克君) 従来公的医療機関に對する国の補助は、診療棟と病棟だけでございます。今回も診療棟と病棟の被災に對して二分の一を補助するということになっております。

○森八三三君 私が伺ひしておるのは、その内容が災害復旧というものですから、被災前の原形に復旧するといふだけにとどめざるのか、公立学校等につきましては、さらに今後被災を繰り返してはいけませんから、改良復旧すなわち木造の建物等は鉄筋コンクリート等に改良していくということが法律に明記されておるのです。そういうような趣旨でなければ、人の生命を

あずかる病院、診療所等につきまして、非常に問題は残ると思ひます。そこで、そういう改良復旧と申しまするか、そういうことまで考えていらつしやるのか、いらつしやらないのかといふことを伺ひしておる。

○説明員(黒木利克君) 災害復旧は、この国庫補助と起債等による措置でやりたい。従つて、原形復旧にはこだわらなせんで、できるだけ予算なりあるいは起債の可能な範囲においては改良復旧まで考えて参りたいと思つております。

○森八三三君 そうしますと、具体的に伺ひたいと思ひますが、被災前の施設は、かりに一億円の価値のあつたものが、それが被災によつて非常な損傷を受けた。そこで復旧をしなければならぬ。その復旧をする場合に、今お話になつたような改良復旧をあわせて行ないますれば四億円の費用を要するといふ場合に、この法律を文字通り解釈いたしますれば二億円の補助をするといふことになりませんが、そういう趣旨でございませうか。

○説明員(黒木利克君) これは、大蔵省なり自治庁とまだ詳細な打ち合わせをいたしておりませんが、補助金と起債によつてできるだけ改良復旧と申しますか、をやりたい。単なる原形復旧にとどめたくないという気持でおります。ただ、病棟、診療棟に限るわけでございます。

○森八三三君 病院の復興ですからね。打ち合わせをして、これからどうするところというよりなことでは、被災を受けておる病院の経営者としては待つておれないでしょう。今私が例示いたしましたように、被災前の施設

は一億円の価値があつた。今度はあなたが持つように改良復旧を認めさせてやつていきたい。改良復旧をすれば四億円かかる。そのときに、二分の一だから、二億円いただけますかといふことです。そいつを、まだこれから打ち合わせしてやるなんというそんな悠長なことで、人の病氣や生命をあずかる病院の復旧ができますか。大体予算をおきめになるときは、おおむね打ち合わせをして金額が具体的に幾らになるか、設計等によりますから、今は言えませんが、方針的なものはきまつていなければおかしいと思ひます。そんなものがまだきまつておらぬのですか。

○説明員(黒木利克君) 実は各県におきまして復旧の具体的な計画が用ゐられておられないので、具体的な内容についてはまだ決定はいたしておりません。しかし、予算は、法律が決定次第直ちに交付基準を決定するつもりでおりますから、特に起債の額につきましては、まだ具体的な計画が各施設、県から出ておりませんので、具体的な内容まで申し上げる段階にはないのでございませう。

○森八三三君 私の質問が悪いのか。今の方針として、改良復旧を認めるということをおつしやつたんです。改良復旧を認めようと思はば、私が今具体的に例示してお伺ひしておることにはつきりお答えをいただきたいのです。予算の範囲内という文字が使つてありますからきまつた二分の一にいかぬという場合があるいは起きるかも知れません。私は好ましいことではないと思ひますが、そういう場合も理論的には存在すると思ひます。しか

し、方針として改良復旧を認めるということでありませうれば、今私が申し上げましたような場合には、二億円の補助をするという方針であるとして承せざるを得ないと思ひますが、そう了承してよろこびますか。

○説明員(黒木利克君) もちろん予算の範囲内でございませうが、さうに御了承願つて差しつかえないと思ひます。

○森八三三君 さらに、重大な問題です。からだめを押しておきませうが、原形復旧といふことで、今例示いたしましたような場合には、一億円のものを復興するだけ、その二分の一の五千円門の助成を上げるが、四億円の建物を作ることには御自由だといふことに、今の言明から申しますれば、なりませぬかね。そういうところまでお考えになつていただけますか。

○説明員(黒木利克君) 実は予算と、もう一つは起債の二つで、病棟と診療棟を復旧して参りたい、できるだけその機会にりつぱなものにして参りたいといふことでございませうから、御質問のような御趣旨で運営して参りたいと思ひますが、ただ、何分予算なりあるいは起債のワケがございませうから、あるいはすべての被害の施設を復旧するといふわけにも参りませぬので、おのずから限度がございませうが、そういう趣旨で運営して参りたいと思つております。

○森八三三君 起債とからみ合つてお考えを述べられますが、公的医療機関の中には起債等に関係のないものが相当あるのです。そういうものは復興の計画を立てますのに、今申し上げましたようなことに考え及びませう

ば、二億円は補助金がちやうだいできる、あとの二億円の金をどう調達をして診療に遺憾なきを期するかといふことを考えなければならぬ。そこで、いよいよ具体的に進行していく過程で、予算の範囲内ということだから二億円が一億八千万円とかいう程度のことにはあり得ても、それが三分の一あるいは四分の一の補助になつてしまふのです。そういうことは想像できない。だから計画を立てますのに、大体言明いたしましたがこれ以上申し上げませんが、再確認しておきます。災害の復旧に要する経費とは、改良復旧を認めるという趣旨に沿つて新しく建設する費用の二分の一を補助する目途である。ただし、予算の関係もありませうので、二分の一きつちりになるかならぬかといふことについては、これは実際に即して考えるといふことで、方針としては、原則的には要する新築経費の二分の一を助成するといふことである。その内容としては改良復旧を認めるといふことであると承いたしました。それでよろしゅうございませう。

○説明員(黒木利克君) たとえば厚生連の病院のごときは、厚生連の系統の金融の措置がございませうから、この辺をにらみ合わせまして解決をしたいと思つております。従つて、改良復旧も必要に応じてそういうような資金のルートが別にあるというような場合等に考慮いたしたい、かように考えております。

○森八三三君 資金のルートは関係ないでしやう。補助金ですからそんなこと考える必要がどこにありますか。資金のルートはどこからこようと、補助金をちやうだいたした残額を施設者は

考えればよろしいので、融資のあるところには補助金はやりませんという趣旨にも聞こえるのですが、それではおかしいじゃないですか。

○説明員(黒木利克君) 実は予算の総額が十分でございせんから、いわば予算と、いろいろな起債その他の融資の方法で、各病院ができるだけこういう機会にりっぱな病院に復旧できるよいうにという趣旨でございせんから、補助金を主として解決するのでなしに、いろいろその他の起債なり融資なりその他総合的な方法で改良復旧に当たりたい、こういう趣旨でございせん。

○森八三三君 くだいなのですが、法律に二分の一を補助することができるといふ明文のありますことは、原則として二分の一をやるのでありまして、融資があるから補助金を減らしてみたい、融資のないところには二分の一はいやつてみたいということであつてはならぬと思ふのですが、そういう不公平があつては、もし、そういう裁量があつた方に許されれば、これは問題になります。補助金をもらふのと、融資で考えてもらふのでは、あとの経営に非常に大きな関係があるでしよう。

融資は利息を払いますし、また元金も償還するのですが、補助金はもらひっぱなしですね。そんなことがあつた方の裁量にまかされるということ、これは許されせんよ。ですからこの明文通り、私が最後に確認して申し上げた通り、災害の復旧に要する費用とは改良復旧を考慮する。そうしてその結果生ずる所要経費の二分の一を補助する。ただし、予算に制約があるので、その二分の一を多少欠ける場合も存在

するということであつて、もし、これが八分の一に減り十分の一に減るといふような予算であつたら、ここに二分の一を補助することができると書いてあるのは、まさに羊頭狗肉ですよ。そんな程度のことなら……要綱には二分の一という限度を書いておきながら、予算の方では十分の一にも至らぬ予算しか取れぬというなら、こんなことをお書きにならぬ方がまだ感ぜられなくていいと思ふのです。少なくとも二分の一を補助することができるといふことをここに明示になる以上は、これに近い予算を取れるという確信を持つて参るでなければ……要綱には二分の一と書いておきながら、結果的には十分の一もいきませんというこ

○説明員(黒木利克君) 改良復旧の場合には、確実に病棟と診療棟との復旧に要する費用の二分の一をば補助するまではいいかと思ふのですが、ただ、この復旧を、単に補助金だけでなしに、いろいろな方法で援助したいという趣旨でございせんから、この補助金の運営の方針によるわけでございせんけれども、一応被害の申請の個所数が少ない場合には、そういうことも可能でございせんが、申請の個所数等が非常に多い、あるいは改良復旧の希望が非常に多いというふうな場合には、できるだけ公平に、しかも、たくさんの方の施設がこの措置によつて復旧できるようにしたい、そういう趣旨でお答えした次第であります。

○森八三三君 いよいよわからなくなりますがね。そうすると、結局あなた方は改良復旧は好ましいが、それは自由によりやれない、政府としては予算の範囲内で可能なことをやりましようというこでございせん。公立学校等については、改良復旧といふものはどの程度認めるといふことをはつきりきめておくのですよ。それは児童生徒を扱う大切な建物ですから、再び生命に危険を感ぜさせないようにというのでそうなつてゐるのです。病院はそれほどでは考えませんという政府の態度である、こう了解せざるを得ないので、二分の一の補助をやる、そうして方針としては改良復旧を認める。それはその施設の性格上りっぱなと言つては語弊がありますが、ふさわしいものを作る。これはどうしても木造の安いものじゃいかぬから、しっかりとしたものを作らなければならぬといふことがあつた方の御方針であれば、そういう方向に復旧を進めていくという態度でなければならぬと思ふ。そのためにこそ補助金という制度があるわけですから、その補助金の制度がさつぱり意味を失つてしまふような補助金なら、こういうことを明示されること自体が、かえつて関係者が感ぜられるという結果になると思ふのですが、そうお考えになりますか。二分の一といつておいて、そうして予算の範囲内だから申請が多ければどうなるかわかりませんといふことじゃ、関係者が計画が立たぬじやないですか。これだけの補助金が出る見込みだから、どういふ改良復旧をやつて、残りの資金はどう調達をするということを考えなければ……無責任なことではございせんよ。考えてみたあとで、金が足りなくなつたら借りなさい、それはもう借りられぬ。そうするといふと、計画変更をしなければなら

ぬ。また補助金が減つてくる、そんなことをやつたんじや、大切な病院の復興はできませんよ。どうするのですか。

○説明員(黒木利克君) 原形復旧の場合には、診療棟と病棟については二分の一の補助を支出する。改良復旧の場合には、いろいろ規模なり計画が各施設によつて異なりますので、その場合には確実に二分の一の補助といふことには参りませんで、いろいろ他の起債とか、あるいは他の融資の方法と、からみ合わせてきめざるを得ない、こういうことで運営して参りたいと思つておるのでございせん。

○委員長(郡祐一君) 厚生省関係の質疑は、これを後日に譲ることとし、午後は農林省関係の質疑を行ふことといたします。

午後一時半まで休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後二時十五分開会

○委員長(郡祐一君) これより委員会を再開いたします。

農林省関係の法律案を審査いたします。

まず、去る二十日衆議院において修正議決された昭和三十四年九月の暴風雨により損害を受け、農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案について、その修正部分を、便宜農林省当局から説明を聴取することにいたしました。

○政府委員(伊東正義君) 今、委員長からお話がありましたように、便宜私から、除塩関係の法律につきまして修正議決のありました点、簡単に御説明申し上げます。

修正点は、本文ではございせんが、附則でございせん。

附則で、原案におきましては、「この法律は、公布の日から施行する。」といふことの一号だけでございまして、二号の施行前に行なひました除塩事業について適用するといふことは書いてございせんでした。われわれ事務的には、実はこの二号がなくても、一号で、この法律は九月の暴風雨によつて損害を受けたという規定をいたしておきますし、そういう事実がありますれば、この一号だけで、公布の日の前に行なひました事業でも、査定の結果はつきりしているものであれば、さかのぼつて適用していいという実は解釈をとりまして、一号だけで御審議願うように出したのでございせんが、衆議院で御議論の結果、ほかの法律にはこの二号のようなことも書いてござい

ますので、こういう規定を入れた方が、その点ははつきりするのでなからうかという御審議がございまして、この二号が追加になつたような次第でござい

ます。実質的には、われわれ考えていた点と同じでございせんが、その点のはつきりしたという点が修正でござい

ます。

○委員長(郡祐一君) これより農林省関係の法律案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○森八三三君 そうしますと、一つ御質問申し上げますが、何か私どもの承つておるところでは、除塩に関する、第一条の事業の内容に何か変更があつたといふようなことを聞いておりますが、それはないですか。具体的に申し上げますと、船刈りの場合で

ね、あるいは除塩の中じやなしに、湛水地の方の法律を修正したということになるのか。その塩分を含んだ稲わらが現存していると、そいつを除去することは、除塩の目的を達成するために非常に必要なんだ。そこで、稲株なり稲わらを除去するために要する経費についても助成するということになる修正が行なわれたやに承つておりますが、そのことはどうなつておるか承りた

い。

○政府委員(伊東正義君) 今申し上げましたように、修正になりましたのは附則でございまして、今、先生のおつしやいました稲刈りをするということの費用につきましては、この法律の考え方としては無理ではなからうか。

ただ、稲がおりますために除塩の経費が非常によけいにかかる。水をよけいかけますとか、あるいは石灰をよけい使用しますとか、そういうことにつきましては、当然かかるといふ費用につ

きましては、これはこの法律で行ないますが、稲刈り自体、除塩を離れまし

た稲刈り自体の問題につきましては、この法律でやることは困難だといふうにわれわれは了解をいたしておりますし、そういうふうに御答弁をしておるといふ次第でございます。

○森八三君 そうしますと、具体的に除塩の効果をおけるために、残存しておる稲株なり稲わらというものをその水田から除去することが適当であるという場合に、そういう行為をしたと、その行為に対する所要経費に対しては、この法律で助成できると、こう解釈していいのですか。そうじやないのでしょうか。

○政府委員(伊東正義君) 除塩をいたしますためには、私どもは稲刈りというものをしなくとも除塩といふものはできるという考え方をとつております。それで、今おつしやいました稲刈りの費用というものは、これはわれわれは除塩のための経費でなくて、この法律以外のことではなからうかといふふうに解釈いたしております。塩害を受けた農地の除塩といふのは、そういう稲刈りをする費用といふものは、この法律では見ておらぬといふふうにわれわれは考えております。

○重政廣徳君 そうすると、塩分を含んだ腐った稲が堆積しておる、それこれを除去する行為に対する助成はせぬが、そうすると、従つて水量といふようなものも非常に多く使用しなければならぬ。だからそういう特別な施設に対しては助成すると、こういうことになるんですか、こう承していいのですか。

○政府委員(伊東正義君) 稲刈りをするといふ、そういう作業自体は、この補助の対象には考えておりませんが、そういう稲がおりますために非常に水がよけいにかかる、あるいはそのための動力費が非常に要りますとか、あるいは森先生からこの前御指摘がありましたように、井戸を掘らなければならぬような場合もあるかもしれません。あるいは石灰をよけいやるというふうな費用が、その稲がおりますために費用がよけいにかかるというふうなものについては、これは当然この補助の適用対象になるというふうに考えております。

○森八三君 そういふことであるとすれば、結果的に国費というものに変

わりがなければ、石灰をよけい使うといふような資材の消費をするのでなくて、塩害をこうむつた水田を耕作しておる農民諸君は、取り入れその他にも労力が要らなくなつたわけですから、余剰労力が存在しておる。その余剰労力を使用して、まあ端的に申しますれば、一種の救済的な仕事にも通ずるかと思ふのですが、除塩のために要する石灰の費用とか、あるいは水をよけいかけるといふに要する費用といふようなものにかえて、除去することによつてその経費の方に節減が期せられるといふことであれば、要する経費はどの

も同じように達成せられるといふことになれば、潮害をなしておる稲わらを除去するといふことに助成をやるということも除塩の目的を達することにもなると思ふ。そういう場合をなぜ含めてはいかぬのか、この法律では考

えておらぬといふことであれば、法律で考へべきじやないかといふことを私考へたくなつてくるのですが、どうい

うわけですかとおつしやるのか。石灰をよけい使えば、塩分を含んだ稲わら

があつてもそれは除去されます。それはわかりました。石灰をよけい使わぬで稲わらを除去すれば、それでも目的は達する、どつちの方を選ぶかとい

う目的に沿つて考へて参ります場合に、水没の現状等を考察する場合、むしろ稲株を除去するということに経費を使う方がいいのではないかと考へておらぬといふことは明確です。これを考へるうちに修正するといふことがどうしていけないのか。

○政府委員(伊東正義君) 私どもこれでまゝ単純に考へておりますが、先生おつしやいました稲わらを除去した後でも、また当然これは除塩のことをやらなければいかぬと思ひます。それで、稲刈りをする費用といふことでいろいろ現地等言われている金は、かなり膨大な金と言われているといふことを私ども聞いておりますし、むしろ私どもはそういうことをやらないでも、それよりも安い費用で、やはりある程度のかかり増しはあつても、この法律で除塩ができるのじやないかといふ判断を実はいたしております。稲刈り自体といふ問題につきましては、これは除塩といふことは別な問題でなからうかといふ判断で、この補助の対象にはしておらぬといふ次第でござ

います。

○田中一君 これは御承知のように、結論を求めるものは、来年の植付時期までにその田が十分に間に合うといふところにねらいがあるわけなんです

ね。従つて、稲株があろうとなかろうとも、植付けられる状態といふところ

に、この法律によつて助成しようといふ方針があるわけですが、目的があるわけなんです。で、衆議院段階で、まあ率直に何うと、あなた方が話し

合つた段階で、稲刈りという労働力で、これを含めようではないかと考へる、こういうふうには話し合ひがつかない、こういうふうには話し合ひがつかない、これは承知しておるのです。従つて、森委員からもそういう質問が出たわけなんです。むづかしいあなたの方で与党と一緒に話合ひをしたと思ひますけれども、今はつきりと稲刈りといふものは含まないのだ、稲刈りといふ行為、この賃金といふものは含まないのだといふなら、そのように御答弁願

いたいと思ふのです。そして、そういう要求が地元にはあるけれども、この法律では云々といふ必要はございせん。この法律ではないことはわかつているのですから、従つて、それは含まれておらないのだと、あるいはそういう点はこの法律の中に、内容において、地元においてそういうものを勘案されたのならされておるといふように答弁していただきたいと思ふのです。

○政府委員(伊東正義君) お答えいたしますが、今の稲刈りをしますという作業費といふものは、この第一条の対象として考へておりません。

○田中一君 おらないのはわかつているのです。この法律を見ればおらないのですから。しかしながら、あなた方が話し合ひの段階において、その後含まれている労働力をも見ようといふうな了解があつたのかないのか何いた

いと思ふのです。

○政府委員(伊東正義君) そういう了解があつたといふふうに私は存じておりません。

○成瀬福治君 ちよつと伺いますが、ざつとばらんに伺いますが、私たちが衆議院において、与野党で話し合ひができて、そして除塩をする場合に、やはり効果的にやつた方がいいじやないかといふので、稲刈りといふものを入れる、こういうふうには話し合ひがつかない、こういうふうには話し合ひがつかない、これは承知しておるのです。従つて、森委員からもそういう質問が出たわけなんです。むづかしいあなたの方で与党と一緒に話合ひをしたと思ひますけれども、今はつきりと稲刈りといふものは含まないのだ、稲刈りといふ行為、この賃金といふものは含まないのだといふなら、そのように御答弁願

じゃないかというところ、どうもあなたの方がまた返ってきたというより格好に聞こえるわけなんです。そこで実問題として、除塩をするのが目的であり、そのためにやはりその費用を十分の九補助する、だから除塩が目的なんです。何もしなければ水でやらなくたって、塩のそりうしきみ込んでいけるものを取って出すという事は一つの除塩作業だというふうに見れば、除塩をするという目的ならば、その方が安いかも知れない。だから当然除塩ということについて、そういうことをやるということについては、目的は私たちが合致しておると、こういうふうには考えるけれども、あなたの方としてはどういうふうにそのうらものを考えるのか。ただ単に、費用が安いとか高いとかいうことを離れて、除塩をしつかりやるためには、そういうものはやはりかえって外へ持ち出した方がいいんじゃないか、中へすき込むよりも。水で流しておいてすき込んでいく、あるいは石灰ですき込んでいくよりも、そういうものをむしろ外へ持ち出した方が除塩としてはむしろより完璧を期することになる。何も一年だけじゃなくして二年、三年も除塩をやらなければならぬようなことがあるかもしれない。来年の作付に間に合うようにされるのなら、そういうふうにした方がむしろ適切だと判断される場合があるかもしれない。だから、除塩を完全にやるには、その土地、その場所、いろんなことによつて私は違ふと思うけれども、むしろそれをやった方がいいと判断をした場合には、除塩の中にそういうものを入れることは何ら差しつかえないじゃないか、またそうやった方が適切ではないとか考えられますが、あなたの方はいかがお考えになりますか。

○政府委員(伊東正義) 先ほど森先生の御質問にもあつたのでございますが、われわれとしましては、この法律で除塩というのをやっています。実際に、稲刈り作業ということでも入れなくても目的は達成されるのじゃないかという見解で、法律の対象にもいたしませんでした。しかし先ほど御答弁いたしましたように、衆議院におきまして、そういう稲刈りの作業費もこれに考えますという事は、実は言っていないような次第でございます。

○重政廣徳君 どうもはつきりしないのだが、そうすると、農地局の見解は、この塩分を含んだ稲を水田にすき込んで除塩の目的は達する、あるいはその塩分を含んでおる稲を水で洗淨してすき込んで除塩の目的は達する、こういうお考えですか。

○政府委員(伊東正義) そういう見解をとっております。

○重政廣徳君 そうすると、第二段階に、それに対する水塩、塩を洗う水というふうなものは普通よりも多く要する、これはこれは常識だろうと思つて、だから、これに対する施設、多く要する水の施設に対しては助成する。それからまた科学的に石灰をそれすき込むということになれば多くの量が必要、普通よりも。で、これはそういう意味において助成の対象とする、これで除塩の目的が達成できると、こういう見解ですか。

○政府委員(伊東正義) その通りの実は見解を持っております。

○森八三三君 一応政府の考え方もわかりましたし、そういうような御説明の方法で除塩の目的を達成し得る場合もたくさんあると思つて、思いますが、所在する水田の位置等によりまして、あるいはその土壌の性格によりまして、石灰をたくさん使ふという結果が土質の将来に悪影響を与えるという場合が、今私がこの地点にあるという具体的な例は持つておりません。おりませんが、理論的には存在すると思つて、物が石灰ですから。許容量というものに限界があると思つて、それから水でやる場合にいたしましても、いずれも前回は御質問申し上げましたように、海岸地点のことであるという事は、かなりこれは水利関係その他で困難な地点が多いといつたします、さく井等によつて始末をしなればならぬという場合も発生する。そういうふうになりますと、水量を多くかければいいのかという事、これは、実際には非常に困難な問題になる。そこで石灰の施用量も土質を悪化せしめないという限界にとどめると、あるいは水にいたしても、そういうふうな無理な困難をあえて冒してやるという、多量に使ふないということをお考えすると、塩自体を人為的にある程度除去する。その他の方法によつて除去して、残つた部分だけをこの法律でねらつておる方法においてやるというところの方が結果的にはいいという地点もあろうと思つて、そういう場合には、それを認めないという事はおかしい。こういう理屈が出てくると思つて、石灰をよけい使つちや土質に将来悪影響を与えるという危険

の存在する地点、水でどんなに流しをすればいいではないかといつても、水の方に制約があつて、それは思ふ通りにはいかぬという場合は、含有されておる塩分自体を他の方法によつて除去することを考える。そうして残つた部分の塩分だけをこの法律の方法によつてやれば、土質にも悪影響なし、水量にも無理はなくてやれる、こういうことになるのではないかと。そういう地点がもし存在すると思つて、そういうことを考えないという考え方もおかしいのではないかと、こういう気がするので、その点はどうですか。

○政府委員(伊東正義) 非常に仮定の御質問でございますが、実はわれわれここに考えておりますのは、今先生のおつしやいましたように、水が非常に足りないというふうな所、どうして持つてこれぬというふうな所には客土をやつたらどうかというふうなことを実は中であつておるような次第でございますが、先生の言つておりましたやうな所が現実の問題としてどういふふうにあるのか、実は私も今こゝでは存じておりません。私も今こゝでは、今ここに書いてあるやうなことで目的は達成できるのではないかと、いうふうに考えておる次第でございます。

○森八三三君 私も今こゝで具体的にどこにどういふものがあるといふことを、遺憾ながら調査していませんから申し上げません。上げませんが、この特例法をお作りになつたそのあたりの気持の出發が、とにかく塩害によつて来年の生産に悪影響があつてはお気の毒だ、来年の生産だけはつづ

なくやれるようにしてあげたいというのが、私は法律の目的であり精神であらうと思つて、でございますから、今当面のこととしては、この法律に規定することでも十分だと思つて、私の申し上げるやうに、客土も非常に困難である、それから石灰を施用するといふことが将来悪影響を与えるといふ心配がある、水を豊富に使へばいいと言つても、そこに無理があるといつたやうな地点が存在すると思つて、その場合には、除去されなければならぬ塩分自体の当初の出發点における量を減少せしめておいてこの法律の方法を適用すれば、政府の思いやりといふものが十分に効果を發揮するといふことになると思つて、なければ、そういうことを規定しておいてもやらなくともいい。この法律に書いてあることはやらなければならぬといふことではないので、もし法律に書いてあることを全部やるといふことになる、これは大へんなことになる。あらゆる場合を想定して塩分を除去するといふ目的を達成するために考えられる理論的な方法といふものを全部列挙しておいて、具体的に当てはまるものがなければ、その何項目といふものは実施されなかつたといふことで済む。法律としてはあらゆる場合を想定して十分なものにして置くといふことが私は大切だと思つて、こゝに書いてあるが、そういうことをなぞ考えていかぬのか、私は考えませんとか、法律にねらつておられませんとか、このことではなしに、政府のお氣持が、来年の作付にはどんなことがあつても心配がないようにしてあげたい、そうして日本の食糧問題に寄与させるといふことであるとするならば、今申

し上げますように、どこが考えられるかというところがなくて、理論的にそういうようなものが考えられるといったしますれば、そういうものを規定しておき、なければ実施しないというところで済ますのが法律としては正しい行き方ではないか、こう思うのですが、それを否定されるゆえんを一つ御説明願いたい。

○政府委員(伊東正義) 私はこの第一条に書いておられます四項目の事業で大部分のものはもうできるだろうという前提で実はこれを書いておるような次第でございます。

○成瀬幡治君 森さんもいろいろと場合を想定して御質問になっておりますが、実は私はこれも私が調べたわけではございませんが、愛知県のとえば飛鳥ですね、そういうような所で水で洗うという場合を想定いたしますと、犬山から用水を持つてくるわけです。そうしますと、水路の相当補充をせなくちゃなりません。しかも、冬に水を取るといふことになるから、相当なものになります。井戸を掘ればいいじゃないかと書われますけれども、井戸でやればやはり塩分が相当入つておるので、そういうことはできないので、相当かけてこなければならぬ場合が出てくる。もう一つは、そういうことをやつた場合は水利権の問題が出てくるわけですから、費用というものの節約の点から考えれば、私は塩分の非常にあるものはやはり除去するというのも費用を軽減する意味においては一つの方途じゃないかと思うのです。ですから、その地域その地域によつてどちらが私は適切な方法があると思うのです。森さんが指摘されるように、書いてあるからやるのだというのじゃなくて、どちらをやつたら適切かという点になつて判断をした場合には、やはり塩分を非常に含んでおるものを突つ込んで洗つたり、石灰をまくよりも、そのものを除去した方がいい場合があるのです。その場合には、除塩という立場に立つて事を処理するようにならうに解釈はできないものか。あなたの方ではそういうふうによつていくことがいとお考えにならないのかという点が一つ。もう一つは、ここにも、この除塩のために水利権が出てきた場合には、水利権の補償というものはされるかどうか。ここにはないわけですから、あるいはほかにあるかどうかは知りませんが、水利権といふものについても当然補償といふことを考へておかなければならぬと思う。もう一ぺん繰り返しますが、こういう低い所ですから、水を遠くの方から持つてきて、しかも一定期間ためておいて、しかも今度は高いところへ水を、海岸線の方が高いわけですから、ポンプアップしなくちゃならぬというようなことで、非常にたくさん費用がかかるのです。ですから、私はむしろ塩分を非常に含んだものを取つた方が安上がりだと思ふのです。ですから、これはあとでちよつと補足したわけですが、その点について一つお答え願いたい。

○政府委員(伊東正義) 二点お尋ねでございますが、水利権の問題、これはたとへばそのほかに排水施設を作ります場合に人の土地を通るとかいうような土地の補償の問題も出てくるかもしれません。こういうものは当然「かんがい排水施設の設置又は変更」ということに含めて考えていかなければならぬ問題だろうというふうに解釈いたします。

それからもう一点の場所によつてやり方が、いろいろ方法があるのじゃないかというお話でございます。今例を引かれましたが、おそらく木津でありますとか宮田でありますとか、あの辺の用水の關係だろうと思ひますが、非灌漑期でございますので、私もとしましては、あの用水は始終使つておられますし、特にこのためにそう補償をしたりといふことはないので、いいかと思ひますが、ここに書きました、第一条の補助の対象として書きました、気持ちは、大体過去の経験にかながみまして、こういう施設をやれば目的を達せられるのではないかと。二十八年の當時も目的を達せられまして、私はこれでいいのじゃないかといふような考えを今でもこれについて持つておる次第でございます。

○成瀬幡治君 融資のことで少しお尋ねしたいわけですが、桃栗三年柿八年という言葉がありますが、果樹の問題については、何か五年を七年に延長する、しかし据え置きはどれだけにするかといふようなことについては検討するといふような、この御答弁になつておるわけでございますが、果樹の問題についてもう少し延長ができないものか、それから据え置きをどのくらい考へておるか。

○政府委員(坂村吉正君) 果樹に対しては、この御説明申し上げましたように、果樹が非常に長期を要するといふような点からいたしまして、今までの天災融資法の償還期限五年を七年といふことに延長しましたわけでございます。その中で二年ないし三年の据置期間をつけた、こういうことを申し上げたのでございまして、果樹、大体三年の据置期間にしたらどうだろうかと、それから七年の償還期限では短いといふような御意見のようでもございしますが、もちろんものによつては、七年では十分ではないことといふようなことも考えられないことではないのでございしますが、いずれも根本問題としては、いろいろ果樹の振興対策といふようなものを検討しておりますので、その場合の中心問題は、やはり金融の問題であらうと思ひます。ですから、従ひまして果樹に対しては金融措置の根本的な問題は、そういう果樹の振興対策を根本的に検討いたします際に、一つこれは根本的に考へたいといふふうに考へておるわけでございます。

○成瀬幡治君 実際問題としてある程度の償還期間といふものをみておいていただかないと、実際金は借りたけれども、支払いの方で苦しまなくちゃならぬと思ふんですが、あなたがおっしゃる通りに、四年据え置きですか、今は……。

○政府委員(坂村吉正君) 三年据え置きでございます。

○成瀬幡治君 三年据え置きの四年といふことですが、いま少し私は延ばしていただかないと、実際あなたが一ぺんそういうものを作つてみて、どんなふうになるかといふことはやつてみられるとわかりませんが、お百姓さんがこ

ういふものをやつて、三年で十分成熟ができて、そうしてやつていけるかといふと、とてもできない。だからやはりものを作る立場で言へば、もう少し三年をたとえば四年くらいにする、そうして償還はやはり十年くらいにするといふような建前にならなければならぬと思ひます。ですから、もう少しこの点については検討してもらいたい、融資云々といふことも一つからめて検討してもらいたい。なお、このほかに、金魚、あるいはボラ、ノリ、茶、そういうものが入つたといふことを聞いておりますが、その辺はどうか、ここになつておるか、お答え願いたい。

○政府委員(坂村吉正君) 金魚やボラにつきましては、先般来からいろいろ御質問もございまして、御答弁を申し上げておつたところでございしますが、一般の天災融資法で経営資金といつたしまして融通されますものは二十万円の限度であるわけでございますが、そのほかに、農林漁業金融公庫からの施設資金といつたしましては、百万円を限度といたしまして貸し付けることができて、こういう実情になつておりますので、これは特に融資の限度を引き上げましたのは真珠とウナギでございますが、それらと比べまして、経営資金といつたしましては、二十万円の限度でやつていけるのじゃないか、こういう検討をいたしているわけでございます。この内容を一応の試算ではございしますが、申し上げますと、大体今までの調査で、金魚の養殖で被害を受けましたものは、経営体の数といたしまして百二十くらいございまして、それからボラの養殖といたしまして、被害を

受けましたものは、経営体の数で八十
四ぐらいでございます。そういたしま
して、この一つ当たりの被害は、何と
いいますか、養殖経営資金に当たりま
すものは大体養殖されておる物でござ
います。それが、それとそれから施設の被
害と、これを両方に区分してみますと、
金魚では施設の被害が一件当たり
大体三十二万一千円、それから養殖物、
いわゆる金魚そのものの被害が十二万
六千円という内容でございます。
それからボラの場合には、施設の被害
が六十二万二千円、それから養殖物い
わゆるボラの魚の方の被害が五十六万
四千元、こういうような大体内容でござ
います。これは今まで飼つており
ました成魚が大体中心になって、それ
が被害を受けたわけでございます。その
で、新しくこれを復旧いたします場合
には、もちろんこの施設の方の被害
につきましては公庫の方から融資がで
きます。それから経営資金として
の魚の方の購入、この費用の場合に
は、大体稚魚を買う、あるいは産卵新魚
を買う、こういうことになるわけでござ
います。けれども、これは別に被害
額全体を買う必要はないのでございま
して、稚魚の場合にも値段は低いので
し、それから産卵新魚を買う場合にも、
これは数を少なく買えばいいという
わけでございます。それで、そういう点
を考へまして、大体被害額の三分の一
のもので大体やつていけると、こうい
う大体見当でございます。そういたし
ますと、経営資金といたしましては、
金魚で、えさ代まで入れまして四万
二千元でございます。それからボラの
場合には、えさ代まで入れまして、

大体十八万円という程度のもので経営
資金として必要ではないかと、こうい
うような試算をいたしておるのでござ
います。ですから、こういうような
点からいまして、経営資金といた
しましては、大体二十万円の限度で
やつていけるのじやないかというよう
な考え方でございます。
それから先ほどの果樹の場合に、も
う少し期間の延長がでないかと、こ
ういふ御質問でございますけれども、
これはいろいろ桃栗三年柿八年とい
うようなこともございまして、最近の
技術からいって、相当実がなつ
てくるのも早くなつてきております。
し、いろいろそういうような点を考へ
まして、とりあへず災害の復旧対策と
いたしましては、大体七年の償還期限
で、それから三年据置きというよう
なことで、とにかくどうやらそれは苦
しいなりにやつていけるのじやないか
と、こういうことを考へておりますわ
けでございます。

○成瀬権治君 一つ、専業とそれ
から副業、こういうことでいろいろ食
付額が違つておるようですが、あなた
の方は、専業あるいは副業という区分
です。ね、経営自体が非常に大きい
小さいのとでは私は差があると思つて
います。一体専業、副業というものを
設けられたという意味、それからもう
一つは、専業、副業の差というものを
ういふところで区分をやられてい
る。その基準を一つ明示しておいて
いただきたいと思います。
○政府委員(坂村吉正君) 専業と副業
とを、実際問題としてどういふ工合に
区別するかということも、実際の運用
上まことになかなかむずかしい問題も

あるかと思ひますが、大体一般的に考
えておりますのは、主たる収入がその
業によつて得られていて、年間収入の
半分以下がその業によつて得られてい
るというようなのは、大体専業とい
うように考へていいのじやないかとい
うように考へておりますわけでありま
す。そういたしまして、特に今度の場
合に専業と副業というものを取り上げ
ましたゆへは、あの名古屋の地帯に
は、家畜の専業者といふものが、いわ
ゆる農家でなくて家畜を飼つていて
いうようなもの、たとえば鶏のひなを
作つてこれを売つていふというよう
なものがありまふので、それから、そ
ういふ意味からいいたしまして、特に専業と
いうようなものを取り上げましたわけ
でございます。

延納というものは必然的に出てくる
と思うのであります。そこで延納に對
して利子の問題も出てくるわけですが、
普通のこれが自由経済に基づくところ
の商売なら、それに対する若干の物価
の値上がりというやうなことで、その
損というものを補足する手もあると思
ひますが、何と申しましたも配給機構
に乗つた米屋さん、しかも配給をあ
いふ場合でも持つていかなくちやなら
ないという一つの義務もある。そのし
わ寄せを一切米屋さんにしわ寄せす
るという点は、どうみたら片手落ちの
ことだと思はれる。それに対して、そ
の後どういふやうな処置をされてい
るか、あるいは処置をされてい
るならば、今後どういふふうにな
らうとするのか、その辺一つ御説明願
いたいと思ひます。

これに對して何らかの措置をとりた
い。こう思つておる最中ございま
す。
○成瀬権治君 すると、一カ年
の延納を方針としては認めていく、そ
うしてそれに対する場合の利子補給
は、あなたの方が全部一年延納する
というのを認める以上は、あなたの方
が全部それに対する利子補給をする、
そういう方針だといふふうに承して
よろしうございませうか。
○説明員(岡崎三郎君) もし延納
を行なり、知事を通じての延納売却
を行なりということになりますれば、
そういうことでございませう。今お話の
通り利子はつきません、その間につきま
しては。

○成瀬権治君 まあ規模の大小によつ
ても私は相当貸付額に差があつていい
と思ひますが、これは別といたしまし
て、分科会等でいろいろ意見が出ると
思ひますから……
次に食糧関係がお見えになつてい
るようで、お伺いしたいと思ひ
ます。米屋さんの売り掛け代金のこと
です。ね、ちよつとお尋ねしたいと思
ひますが、部長も現地等へおいでにな
つて現地の人も話をされて、いろいろ
と事情をご存じなつてございませう。
問題はやはり配給機構に乗つて、普通
の小売屋さんと商売が違ふと思ひ
そこで浸水してしまつた米、あるいは
配給で持つていたけれども、その人が
お金が払われないやうな実情にある人
が実際に浸水地にはあるわけ。お金
も持つておられないやうなことになつ
て、どうしたつてやはり問屋に對する

○説明員(岡崎三郎君) お米の配給の
代金の問題でございますが、農家に対
しましては、御承知のように法律で安
売りといふことで、なおかつ、また一カ
年の延納といふ措置をとりたいと思
つておるわけでございませうが、ただ
いまの御質問は、一般消費者に對する米
の延納売却についてはどうか、こうい
う問題かと存じます。私もこれはこの
回の台風被害の特に激しかった愛知、
三重、岐阜、三県の知事さんといろ
ろ打ち合せておりました。被害農家に
對する米の延納売却と同じやうな方法
で、知事を通じて延納売却を行なう予
定で照会してございませうが、
実はいまだに確定的なお返事もない
のでございませう。ただいまお申し出の
やうないろいろな事情は、私どもの方
でも存じております。もし知事の方
からそういう申し出があれば、私の方では

○成瀬権治君 そうですね、もう
すでに売つてしまつてあるわけだ
うか。ちよつと私は間違えておつたの
か、これからの問題ではなくて、冠
水してもうあの異常な災害のとき、冠
水しておつたやうなときに、すでに売
却済みのもので、売却済みのも
の、それからあるいは御屋さんから米
屋さんが自分で配給のために持つてき
た、そうしたときに浸水で米が
浸水してしまつて、これが全然配給ル
ーに乗らないやうなものになつてし
まつたといふやうな点で、小売屋さん
はそれの、代金を御屋さんに大体五日
ぐらいですか、いろいろな組合によつて
違ふやうですが、五日から一週間くら
いで代金を問屋に持つていかなくちや
ならない、あるいは焦げついてしまつ
たといふやうな問題があります。そ
れに對して、私は御屋に對する米屋さ
んの延納に對してどういふやうな指導
をしておみえになるか、あるいは延納し

た場合の利子負担というものは、米屋さんがそれは全然持つてしまふもの、よりなふに食糧庁としては取り扱つておみえになるのか、あるいは指導しておみえになるのか、そうでなくて利子の問題についても、一つ考えてやろうじゃないか、あるいは問題に対するところの延納というものは、ある程度認めてやろうじゃないかというふうな、そういう指図というふうなものを、おみえになるのがあたりまえだと思つておるわけですが、その辺どうですか。

○説明員(岡崎三郎君) 災害直後の、いわゆる配給を受けております消費者から配給代金の回収が遅延するといふような延滞がない原因が、これは確かにございまして、そこで私どもの方では実はその当時におきまして、延納元であるいは延納日数の追加による元却というものをせざるを得ないだろうといふことを考えまして、実は該当しておりますこの愛知、三重、岐阜三県の事務所長に對しまして、実は直ちに照会を發したわけでございます。ところがやはりこれにはいろいろな事情がございまして、あまりたくさんのごさいます、それでもやはり二つ三つ出て参りましたので検討いたしました結果、三重に実は二件ばかりございまして、それから奈良に一件ございまして、つまり現在延納日数は平均して三日間程度になっておるのでございまして、御に對しまして私の方が元却をいたします場合、それを八日から十一日ぐらゐ追加して延納するということでは実は処理済みになっておりまして、それでこれを實施する期間でござい

す。それでこれを實施する期間でございしますが、いわゆる御に売却いたしました都度その代金の延納を認めるというところで、實施期間は十一月の末日までというところで、現在実はその三つの事件につきましましては實施中なのでございまして。

○大倉精一君 関連して、これはもうすでに済んだことですけれども、この際参考のために聞いておきたいと思ふのですけれども、災害の當時に、現地においては非常に米が不足しまして、一升について四百円、五百円、八百円というふうな高値を呼んだことがあるわけではすけれども、これは食糧庁の方で備蓄米の放出もあつたと思ふのですけれども、これはそういう工合な極端な不足を来たした原因は何かほかにあるのかどうか、あるいは将来に對する対策は特にどういふ点について考えなければならぬか、こういうことについてお考えがあつたら一つ聞かしてもらいたい。當時の原因についてどういふわけでそんなに米が不足したか。

○説明員(岡崎三郎君) 災害の起こりました當時、非常に災害が激しかったために輸送その他が逼迫いたしました、そういう事態が起こつたんじゃないかと思ふんですが、私も現実にこの食糧、いわゆる緊急食糧の輸送というところを受け持つてやつて参りました、やはり一番困りましたのは応急食糧でございます。特にいわゆる乾パンの心配、これが一番私も困つたわけでございます、発送はもう福岡から北海道に至るまで全部かき集めて送つたのでございまして。しかし、やはりこれも非常に日数を要しましたので、従つてたまたまお話しのような事態が起

こつたと思ふれます。従つて私どももいたしましたしましては、今後乾パンの貯蔵場所につきまして、今のところブロック内に一カ所というふうな集中的な貯蔵をやつておりますが、今後はやはり各事務所ごとに分散して貯蔵しなければならぬのではなからうか、そういうふうなことを考えております。またお米につきましましては、これはそれぞれの被害の甚大な愛知、三重、それから奈良に對しまして、たとえば五日分の特配というふうなことをやりまして、また業務用の内地米も特配したつもりでございますが、極力その緩和に努めたのでござい

ますが、これにつきましましては、数量が一時とだえたけれども、いわゆる現場にちよつと届くのがおそかつたという程度で、それが間に合わないで大へん困つたというものは、いわゆる現地の輸送事情以外には、私どもの方ではさしてあつた原因というものは実は考へておらないような状況でございまして。

○大倉精一君 二十六日に災害が起こつたんですけれども、その付近の備蓄米の放出をなさつたのは幾日でしたか。

○説明員(岡崎三郎君) いろいろ現地の備蓄米、現地にあるお米で大体処理できるというところで特配なり何なりをしておつたのでございまして。ただ揚精能力が現地で低下してございまして、たとえば名古屋市につきましましては、静岡、大阪からついて白米にした米を、委託揚精した上で送りましたが、それは十月の一日でございまして、それから三重県につきましまして、大阪で緊急に揚精いたしました、十月一日に内地精米で百トン緊急輸送いたしましたので、それから奈良県につきましまして

は、やはり内地米で三百トン、これも緊急輸送をいたしました次第でございまして。

○大倉精一君 ただいま乾パンの貯蓄について特段の将来計画をするというお話があつたのですけれども、乾パンもさることながら、やはり米の備蓄並びに応急対策について、これも同時に私は非常な重大問題として計画をしなければならぬんじゃないか、かように考へておるんですが、そういうお考えはおありになるかどうか。

○説明員(岡崎三郎君) ただいまのお話のように、今回のこの災害をいさいに検討いたしました、今後とも十分気をつけて、緊急の対策に手ばかりないようになつた、そのように考へております。

○成瀬權治君 どうもよくわかりませんが、米屋さんの小売で浸水してしまつて、配給が不能になつてしまつたという損害が出てきておると思ふ。それからもう一つ売掛金が焦げつたといふわけですか、焦げつたと言つてはいけないうちもありませんが、回収がすぐでなくて、やはり延びておるのがあるだろうと思ふ。そういう問題は小売屋さんの方ではなくて、今お話を聞いておると、食糧庁から御のところで、この問題は二日間ものものを八日ないし十一日に延納した、その措置だけで問題はほとんど解決してしまつておるというふうな聞こえるわけですか。しかもあつたところは三重県に二件、奈良県に一件ですが、その数件しかないように聞こえるわけですが、そういう實際問題としては実情にあるんですか。ですからほとんど問題はなしと、こういうふうな受け取つていいわけですか。

○説明員(岡崎三郎君) 問題がないというわけには私ども考へておりませんが、ただ私どももいたしましては、やはりお米を売る相手は御でございまして、直接には御から代金をもらつたということになっておりますので、根本的には私どもと御の關係でこれは処理するということになるわけでございます。ただし御以降の段階、御と小売、あるいは小売と消費者の段階でいろいろ問題はありますが、聞いておる資金繰りとか何かの關係もございまして、その中で何とか処理し得るものは処理していただくということで、私どもの方ではこの御との間の問題として実は照会を發しまして、そうして受けつたのが先ほど申し上げたようなことであつたというわけでございます。

○成瀬權治君 いや、私が問題にしておるのは御と小売、あるいは小売と消費者との間の問題を実は心配しておるわけですが、そういうことは普通の商売で、たとえば洋服屋さんで商品が浸水してしまつた、なるほどそれと同じだと言へば、それまでもかもしませんけれども、配給をしなければならぬと義務づけられておる小売屋さんでは、私は少し違ふと思ふんです。だから食糧庁としては、御との關係だけであつた、御と小売屋さんとの間で今申しましたような、やはり品物が浸水してしまつて配給不能になつたようなもの、あるいは売掛金が取れずに延び延びになつていふようなものがありまして、小売屋さん御との間には、やはり代金延納の問題も出て参りますようにし

○森八三一君 この前申したことと重複するかも知れませんが、重ねて数個の点をお伺いいたします。開拓、干拓地の入植者で、今回被災をされました者に対しては、今までの貸し出しである政府資金、公庫資金については延期する等の措置を講ずるということ

何らかの措置をしてやらなければ、援助を与えてきている組織自体が破壊されてしまふというような事態に直面をする。と申し上げまするのは、援助を与えた側における農民諸君も、大なり小なり災害をこうむっているのですから、そういう諸君は今まで備荒的にた

りますわけでございます。

○森八三二君　私がお伺いしたのは、開拓者個々に対する問題もないわけではありませんが、直接個人々々の問題ではなくて、農協等が開拓者に非常な援助を与えた。その与えたものが焦げついちやうのですね、災害によつて。

○政府委員（坂村吉正君）これは、實際問題といたしまして、農協協同組合がそういうよりか状態に立ち至りまして、その協同組合がたとえば金融機関としての能力を欠いてしまったというようなことで、そこから金が貸せないというように起こりました場合

には、これは場合によつては別の金融機関、あるいは上の別の金融機関等を使ひまして、たとえば天災融資法の例なんかで言ひますと、別の金融機関等を使ひまして、それから金を貸させまして、それに対して天災融資法の適用をやつていくというようにも現実問題といたしましては実行ができるというふうな建前になつておるのでございまして、そういうふうなことはおそろくあるまいとは思ひつてございすが、ほんとうに農業協同組合がそういうふうな状況になつて、どうにも動きがつかないというふうな場合には、いろいろ別途のそういうふうな措置も講じられるというふうなことになるのでございまして。

○森八三三君 非常にむずかしい問題ですから、それはつきりとお答えはできかねると思ひますが、天災資金等の融資によつて当面の措置を切り抜けると思ひますが、もちろん被害激甚地等で金利が非常に安くなる場合は、あるいはそういうことも考えられますけれども、そうでない人については、自分の貯金を払い戻して次の営業をやるか、借入金をして次の営業をやるかというふうになりますと、個人としてはそういう不時に備えて貯蓄をしておつた、その貯蓄が用をなさぬということでは承知せぬと思ひます。しかし組合としては、他の人に貸し付けておるので、返せと言われても返すすべはない。それは別に違法行為をやつたとか何とかではないでしよう。誠意を持つてやつた結果がそうなつておるといふ場合には実際措置ができないのです。現実にはそういう組合ができたと思ひます。だから金の問題ですから、

そういういかにげんに始末はつきませんで。そういういかにげんという問題にぶつかつてくると、口先では済まぬことなんでしょう。そういう問題についてどうしても考えてもらわなければいかぬと思ひます。今ここで局長に具体的な案を求めるといふことはできぬと思ひますが、これはぜひとも考えてもらわなければいかぬ。そこで、将来の問題としては、この前の委員会でも御質問申し上げまして、現在眠つておる再建整備法その他をもう一ぺん復活せしめるといふようなことを考えたかどうか。これは今後の問題として十分研究するといふことでもございまして、これはほんとに一つ通常国会にはそういう法案が出るような前提で御研究を願うといふことを希望しておきます。

それから資金の問題が出ましたので、資金の問題を一つ續けてお尋ねいたしますが、天災法は経営資金を貸すといふことが原則である。ただ、今回の改正によつて小さな漁船等、施設資金を特別に貸し出しするやうな道を開いたといふことであつて、これはあくまでも例外的な存在であるといふこともわかります。そこで、「経営資金とは」といふことが問題になる。「経営資金とは」といふことになりましたと、農具のようなものも経営資金に当然これは入ると思ひますが、農具の中にもトラクターのよう大きなものから、かまのよう小さなものまで存在する。それをどの辺まで線を引くかといふ問題は、実際問題としてかなりこれはむずかしい問題だと思ひます。経営資金といふことの解釈ですね。それは一体どういふように観念的に整理されておるのか。これは具体的にといふ

ことになりまして、非常に膨大なものでございまして、今ここで短時間にお伺ひすることはできぬと思ひますが、経営資金といふことの観念的な整理はどうしておられるのか。

○政府委員(坂村吉正君) 初めの農業協同組合についての問題で一言お答えしておきたいと思ひつてございまして。先ほどのお話で、農業協同組合が災害を受けまして、支払資金に困つたといふような場合につきましては、これにつきましても農林中金等が各信連等を指導いたしまして、この災害関係の資金の調達のために、あるいは定期預金の期限前の解約であるとか、あるいはそのほか貯金の払い戻しにつきましては、できるだけ迅速にこれに全面的に応じて支援するやうにといふやうなことで、いろいろ指導いたしておるわけでもございまして、まあそういうやうなことやなんかいふいろいろ合はせまして、できるだけ農業協同組合がこの災害のために有効に働けるやうにといふやうなことで、農林省も全面的にこれを応援をいたしてやつておりますわけでもございまして。

また、農協の再建整備の問題でございまして、これは、この前御答弁申し上げましたように、今の状態では、現在の災害とか、あるいは災害対策のためにいろいろな救済をやりました措置とか、そういうやうなものが農業協同組合の経営の上にどういふ工合に影響しますか、そういう点がはつきりいたしませんので、そういう点をもうしばらく様子を見て、どういふ事態に相なりまするか、そういう点を検討して、その上でどういふ措置を講ずるかといふやうなことは考えていきたいといふ

うふうに考えますわけでもございまして。それから天災融資法の経営資金の問題でございまして。経営資金といたしまして考えておりますのは、この前申し上げましたように、やはり種苗であるとか、あるいは肥料であるとか、飼料、薬剤、農機具、その農機具の中で大体現在の基準は、原動機によつて運転されるものといふやうなものは経営資金には入らないといふ考え方でおります。それ以外のものは大体経営資金に入るといふ考え方で整理をいたしておりますわけでもございまして。

○森八三三君 その次に資金関係で、けさ午前中の委員会でも厚生省に御質問を申し上げたわけでもありますが、公的医療機関が今度の災害をこうむつたという場合には、厚生省の関係において公的医療機関の災害復旧に関する国庫負担特別に關する法律ですか、というのがございまして、原則としては災害復旧に要する資金の二分の一を助成するといふ特別立法がなされることになつたのでありますが、必ずしもその二分の一がいくわけではない。そこでその災害復旧という言葉について、従前通りのものをやるという考え方のなか、改良復旧までも含めて考えるのかといふ質問を申し上げますと、改良復旧まで含めたといふやうな気持であるといふやうな御答弁もあつてみたり、そうでないやうな御答弁もあつてみたり、実にあいまいな答弁であつたので、結論は何かの補助金が与えられることは明白になつた。そのうらと補助金だけでは足りません部分について一体どうするんだといふお話を申し上げますと、それはそれぞれの上管省と協議をして善処をし

たいといふお断りなのであります。そこで協同組合の病院等になりまする、いずれも農林漁業金融公庫なり、あるいは系統の農林中金等から資金を借り受けるということにならうと思ひますが、私の過去に承知をしておる事例によりましますと、新しく借り受ける資金の借り受けを達成いたしましたるためには、財務基準令その他の関係等がありまして、自己資金の充実にしろといふことが一つの条件として融資が達成せられておるといふ場合が多いと思ひつております。常態の場合にはそういうことはもちろん可能と思ひますが、今回のやうな災害地においては自己資金を充実にせよといふやうな話を持ち出してみたら、それは別の方で非常な国家的な援助を受けなければならぬといふ農民を相手に、これはできる相談じゃないのです。そういう場合にははつておくこともできない。公庫等の復旧については、所管資金マイナ補助金の所管は、その設備が非常にむだなものであつたり不必要なものであれば、これは十分厚生省が監督すると思ひますが、厚生省の方で当然この地域に置かれた病院としてはその程度の施設といふものは当然であるといふふうに認定をされる場合において、その資金といふものは農林省の方で心配をしてくれるはずだと、こう言ひますが、そういう準備があるのか、ないのか、もし準備がないとなりますと、これは改良復旧等を考えましたのができないといふことに達するの、あらかじめそういうことは明確にしておきたいと思ひますが、いかがで

ございまして。

○政府委員(坂村吉正君) 協同組合の病院につきましては、公的医療機関に對する災害復旧の補助で厚生省の方で補助金が出る道が今回講じられるわけでありまして、その補助外につきましては、本省といたしまして、農林漁業金融公庫から融資の道をつけるという要するに考え方としております。

業を対象にしておると思いますが、沿岸漁業といつてもノリ船の一人船からボンボン蒸気、その他あるのでありますが、大体対象はどの程度のトン数、それからどの程度の小型船としてこの法案の対象になっておるのか、まずその点を伺いたい。

○説明員(高橋泰彦君) お答えいたします。被害を受けた小型漁船の程度でございますが、これは大体目標といたしましては動力船五トン未満くらいのもので計算をして、被害を受けたかどうかという基礎にいたしたいと考えておりますが、今度は共同利用施設として組合に船を再建させる場合の一応の基準といたしましては、動力船ににつきましては三トン、十五馬力程度、そのほかにももちろん無動力船の建造、こういうことも考えておる次第でございます。それからこれからの船はどういう漁業に従事しておるかというお尋ねでございますが、これはもちろんそのような船は沿岸漁業でございます。ことに今度災害を受けた地帯でございますが、愛知県三河郡それから長崎県、北海道というところではないけれども、養殖の漁業、まあ沿岸のごく小規模な釣、あるいはえなわ漁業といったような一般の沿岸漁業に従事しておる船でございます。

○大竹平八郎君 それから先般大臣の御説明にもありました通り、伊勢湾関係だけでも小型漁船の被害を受けただけでも一万余千ある、しかもこれは非常に集中的に被害を受けておるわけでありまして、この被害は大体ほかの大きな船と違つて、大体台風の状態はもつともわかつておりますから、おそれ外に出てやられたものでなく、

○大竹平八郎君 私は小型漁船の建造に關してお伺いしたいと思つて、まず最初に何つておきたいことは、これは小型漁船ですから、ほとんど沿岸漁業を對象にしておると思つて、沿岸漁業といつてもノリ船の一人船からボンボン蒸気、その他あるのでありますが、大体対象はどの程度のトン数、それからどの程度の小型船としてこの法案の対象になっておるのか、まずその点を伺いたい。

○説明員(高橋泰彦君) お答えいたします。被害を受けた小型漁船の程度でございますが、これは大体目標といたしましては動力船五トン未満くらいのもので計算をして、被害を受けたかどうかという基礎にいたしたいと考えておりますが、今度は共同利用施設として組合に船を再建させる場合の一応の基準といたしましては、動力船ににつきましては三トン、十五馬力程度、そのほかにももちろん無動力船の建造、こういうことも考えておる次第でございます。それからこれからの船はどういう漁業に従事しておるかというお尋ねでございますが、これはもちろんそのような船は沿岸漁業でございます。ことに今度災害を受けた地帯でございますが、愛知県三河郡それから長崎県、北海道というところではないけれども、養殖の漁業、まあ沿岸のごく小規模な釣、あるいはえなわ漁業といったような一般の沿岸漁業に従事しておる船でございます。

○大竹平八郎君 それから先般大臣の御説明にもありました通り、伊勢湾関係だけでも小型漁船の被害を受けただけでも一万余千ある、しかもこれは非常に集中的に被害を受けておるわけでありまして、この被害は大体ほかの大きな船と違つて、大体台風の状態はもつともわかつておりますから、おそれ外に出てやられたものでなく、

○大竹平八郎君 そこでお尋ねしたいのは、御承知のように船が全生産手段であることは言うを得ないのであるが、そういう点でかりに補助を建造費の八割もらつたところが、一万余千のうちどのくらい建造にかかるといふことが、相当建造自体も集約的にならざるを得ないわけなんです。特に最初に御承知した通り小さい船が多いのでありますから、遠距離にこれを頼むということはおそらく少ないのじゃないか、従つて伊勢湾なら伊勢湾地区に大体集約する、そういう点になると、なかなか建造というものがはかばかしく私はいかないのじゃないかと思ふ。それと同時に御承知の通り農地関係の問題は客土の問題とか、あるいは今質疑応答中の除塩の問題とかそういう点があるから、なかなか簡単にいけません、しかし、この漁業関係の問題につきましては、二十六日にあつた大きな被害があつても、おそれる翌々日くらいは波静かだ、ことに伊勢湾のごときは魚の種類が非常に豊富であり、そして非常にたくさん種類の魚が多い、そういうわけで、いながらにして、船がないためにどうすることもできないという面が非常に多いと思つてあります。従つて八割の建造費の補助というものは非常にけつこうなんだが、同時に水産庁としては余つておる船といふことは簡単にいかなないと思つて、そういう点について特に全国に余裕のある船等はいくつに所を回して、そしてすぐにあつたからの一つ漁業に従事させるというような措置をとられた点はないのですか。これは私非常に大事だと思つて、今申し上げました通り、船がえあれば極端に言へば台風の翌日でも出かせぎができるわけなんです、そういう措置をとられたかどうか一つお尋ねいたします。

○説明員(高橋泰彦君) まず第一番目の御質問は、建造が急速にいく見通しかどうかというお尋ねでございますが、これも御心配の通り被害を受けた船を短時間の間に急速に回復させる見通しは実はございません、相当時間がかかるようにございます。従つて、現実には御指摘のように翌日から直ちに漁に出得るような状況にありません、ことに台風後の魚の状況は必ずしも悪くないのでございますが、ただいまのような状況のもとでは魚はおりがから船がなかつたという事態が発生したわけでございます。そこで、現実にはそれで漁村ではどうしておるかといふことです、残りました若干の船を、この間もちよつと御説明いたしましたので、漁業協同組合が事実上その残つた船を管理するような格好で、もちろん十分ではございませんが、なるべく広く能率的にフルに使うということ、たとへば無動力船を残つた動力船で引いてもらつたり、ないしは少し余分に乗せたり、ないしはちよつと無理

な格好でございますが、多少かわるがわる使うといふような格好でかなり無理な運用をして、若干ながらも、しかし復興しておるような傾向でございます。従つて、私も一番おそれたノリの問題につきましては、大体そういったような格好でやりましたので、まずまず七、八割程度はこのままでいい、今後の政策はかんによつては大体七、八割以上はいけるだろうという見通しも、実は乏しい資料と乏しい漁船の中からそういうような見通しを得た次第でございます。また、ただいま申し上げました事情が、このたび漁業協同組合に共同利用の船を作らすという一つの考え方を持った次第であつたわけでございます。

それからその考え方は別として、どつちにしても船の、建造能力の点から申しまして急速に補充できないとすると、ほかの地区から船を回すような措置をとつたか、ないしは今後とる考えはないかというお尋ねでございますが、これは今度の災害を受けた地帯は実は漁船は漁業だけではなくて、御案内のようにその他のたとえば仮締め切りを行なうとか、食糧を運ぶとか、その他の方法に非常に実際上まあ微塵という言葉は悪いわけでございますが、漁業者が相当漁業以外に協力して参つてゐるわけでございます。そういう意味でまことに船が足りなかつたわけでございます。私どもも余つてゐる地帯からこれらの足りない地帯に漁船を回すといふことは考えられないかということ、だいたひ検討してみたいわけでございますが、実際問題としてはそれは不可能でございます。ただ若干隣りの県のごく近いところの船が回つたこ

○大竹平八郎君 それから先般大臣の御説明にもありました通り、伊勢湾関係だけでも小型漁船の被害を受けただけでも一万余千ある、しかもこれは非常に集中的に被害を受けておるわけでありまして、この被害は大体ほかの大きな船と違つて、大体台風の状態はもつともわかつておりますから、おそれ外に出てやられたものでなく、

○大竹平八郎君 そこでお尋ねしたいのは、御承知のように船が全生産手段であることは言うを得ないのであるが、そういう点でかりに補助を建造費の八割もらつたところが、一万余千のうちどのくらい建造にかかるといふことが、相当建造自体も集約的にならざるを得ないわけなんです。特に最初に御承知した通り小さい船が多いのでありますから、遠距離にこれを頼むということはおそらく少ないのじゃないか、従つて伊勢湾なら伊勢湾地区に大体集約する、そういう点になると、なかなか建造というものがはかばかしく私はいかないのじゃないかと思ふ。それと同時に御承知の通り農地関係の問題は客土の問題とか、あるいは今質疑応答中の除塩の問題とかそういう点があるから、なかなか簡単にいけません、しかし、この漁業関係の問題につきましては、二十六日にあつた大きな被害があつても、おそれる翌々日くらいは波静かだ、ことに伊勢湾のごときは魚の種類が非常に豊富であり、そして非常にたくさん種類の魚が多い、そういうわけで、いながらにして、船がないためにどうすることもできないという面が非常に多いと思つてあります。従つて八割の建造費の補助というものは非常にけつこうなんだが、同時に水産庁としては余つておる船といふことは簡単にいかなないと思つて、そういう点について特に全国に余裕のある船等はいくつに所を回して、そしてすぐにあつたからの一つ漁業に従事させるというような措置をとられた点はないのですか。これは私非常に大事だと思つて、今申し上げました通り、船がえあれば極端に言へば台風の翌日でも出かせぎができるわけなんです、そういう措置をとられたかどうか一つお尋ねいたします。

○説明員(高橋泰彦君) まず第一番目の御質問は、建造が急速にいく見通しかどうかというお尋ねでございますが、これも御心配の通り被害を受けた船を短時間の間に急速に回復させる見通しは実はございません、相当時間がかかるようにございます。従つて、現実には御指摘のように翌日から直ちに漁に出得るような状況にありません、ことに台風後の魚の状況は必ずしも悪くないのでございますが、ただいまのような状況のもとでは魚はおりがから船がなかつたという事態が発生したわけでございます。そこで、現実にはそれで漁村ではどうしておるかといふことです、残りました若干の船を、この間もちよつと御説明いたしましたので、漁業協同組合が事実上その残つた船を管理するような格好で、もちろん十分ではございませんが、なるべく広く能率的にフルに使うということ、たとへば無動力船を残つた動力船で引いてもらつたり、ないしは少し余分に乗せたり、ないしはちよつと無理

な格好でございますが、多少かわるがわる使うといふような格好でかなり無理な運用をして、若干ながらも、しかし復興しておるような傾向でございます。従つて、私も一番おそれたノリの問題につきましては、大体そういったような格好でやりましたので、まずまず七、八割程度はこのままでいい、今後の政策はかんによつては大体七、八割以上はいけるだろうという見通しも、実は乏しい資料と乏しい漁船の中からそういうような見通しを得た次第でございます。また、ただいま申し上げました事情が、このたび漁業協同組合に共同利用の船を作らすという一つの考え方を持った次第であつたわけでございます。

それからその考え方は別として、どつちにしても船の、建造能力の点から申しまして急速に補充できないとすると、ほかの地区から船を回すような措置をとつたか、ないしは今後とる考えはないかというお尋ねでございますが、これは今度の災害を受けた地帯は実は漁船は漁業だけではなくて、御案内のようにその他のたとえば仮締め切りを行なうとか、食糧を運ぶとか、その他の方法に非常に実際上まあ微塵という言葉は悪いわけでございますが、漁業者が相当漁業以外に協力して参つてゐるわけでございます。そういう意味でまことに船が足りなかつたわけでございます。私どもも余つてゐる地帯からこれらの足りない地帯に漁船を回すといふことは考えられないかということ、だいたひ検討してみたいわけでございますが、実際問題としてはそれは不可能でございます。ただ若干隣りの県のごく近いところの船が回つたこ

○大竹平八郎君 それから先般大臣の御説明にもありました通り、伊勢湾関係だけでも小型漁船の被害を受けただけでも一万余千ある、しかもこれは非常に集中的に被害を受けておるわけでありまして、この被害は大体ほかの大きな船と違つて、大体台風の状態はもつともわかつておりますから、おそれ外に出てやられたものでなく、

○大竹平八郎君 そこでお尋ねしたいのは、御承知のように船が全生産手段であることは言うを得ないのであるが、そういう点でかりに補助を建造費の八割もらつたところが、一万余千のうちどのくらい建造にかかるといふことが、相当建造自体も集約的にならざるを得ないわけなんです。特に最初に御承知した通り小さい船が多いのでありますから、遠距離にこれを頼むということはおそらく少ないのじゃないか、従つて伊勢湾なら伊勢湾地区に大体集約する、そういう点になると、なかなか建造というものがはかばかしく私はいかないのじゃないかと思ふ。それと同時に御承知の通り農地関係の問題は客土の問題とか、あるいは今質疑応答中の除塩の問題とかそういう点があるから、なかなか簡単にいけません、しかし、この漁業関係の問題につきましては、二十六日にあつた大きな被害があつても、おそれる翌々日くらいは波静かだ、ことに伊勢湾のごときは魚の種類が非常に豊富であり、そして非常にたくさん種類の魚が多い、そういうわけで、いながらにして、船がないためにどうすることもできないという面が非常に多いと思つてあります。従つて八割の建造費の補助というものは非常にけつこうなんだが、同時に水産庁としては余つておる船といふことは簡単にいかなないと思つて、そういう点について特に全国に余裕のある船等はいくつに所を回して、そしてすぐにあつたからの一つ漁業に従事させるというような措置をとられた点はないのですか。これは私非常に大事だと思つて、今申し上げました通り、船がえあれば極端に言へば台風の翌日でも出かせぎができるわけなんです、そういう措置をとられたかどうか一つお尋ねいたします。

○説明員(高橋泰彦君) まず第一番目の御質問は、建造が急速にいく見通しかどうかというお尋ねでございますが、これも御心配の通り被害を受けた船を短時間の間に急速に回復させる見通しは実はございません、相当時間がかかるようにございます。従つて、現実には御指摘のように翌日から直ちに漁に出得るような状況にありません、ことに台風後の魚の状況は必ずしも悪くないのでございますが、ただいまのような状況のもとでは魚はおりがから船がなかつたという事態が発生したわけでございます。そこで、現実にはそれで漁村ではどうしておるかといふことです、残りました若干の船を、この間もちよつと御説明いたしましたので、漁業協同組合が事実上その残つた船を管理するような格好で、もちろん十分ではございませんが、なるべく広く能率的にフルに使うということ、たとへば無動力船を残つた動力船で引いてもらつたり、ないしは少し余分に乗せたり、ないしはちよつと無理

な格好でございますが、多少かわるがわる使うといふような格好でかなり無理な運用をして、若干ながらも、しかし復興しておるような傾向でございます。従つて、私も一番おそれたノリの問題につきましては、大体そういったような格好でやりましたので、まずまず七、八割程度はこのままでいい、今後の政策はかんによつては大体七、八割以上はいけるだろうという見通しも、実は乏しい資料と乏しい漁船の中からそういうような見通しを得た次第でございます。また、ただいま申し上げました事情が、このたび漁業協同組合に共同利用の船を作らすという一つの考え方を持った次第であつたわけでございます。

それからその考え方は別として、どつちにしても船の、建造能力の点から申しまして急速に補充できないとすると、ほかの地区から船を回すような措置をとつたか、ないしは今後とる考えはないかというお尋ねでございますが、これは今度の災害を受けた地帯は実は漁船は漁業だけではなくて、御案内のようにその他のたとえば仮締め切りを行なうとか、食糧を運ぶとか、その他の方法に非常に実際上まあ微塵という言葉は悪いわけでございますが、漁業者が相当漁業以外に協力して参つてゐるわけでございます。そういう意味でまことに船が足りなかつたわけでございます。私どもも余つてゐる地帯からこれらの足りない地帯に漁船を回すといふことは考えられないかということ、だいたひ検討してみたいわけでございますが、実際問題としてはそれは不可能でございます。ただ若干隣りの県のごく近いところの船が回つたこ

○大竹平八郎君 それから先般大臣の御説明にもありました通り、伊勢湾関係だけでも小型漁船の被害を受けただけでも一万余千ある、しかもこれは非常に集中的に被害を受けておるわけでありまして、この被害は大体ほかの大きな船と違つて、大体台風の状態はもつともわかつておりますから、おそれ外に出てやられたものでなく、

○大竹平八郎君 そこでお尋ねしたいのは、御承知のように船が全生産手段であることは言うを得ないのであるが、そういう点でかりに補助を建造費の八割もらつたところが、一万余千のうちどのくらい建造にかかるといふことが、相当建造自体も集約的にならざるを得ないわけなんです。特に最初に御承知した通り小さい船が多いのでありますから、遠距離にこれを頼むということはおそらく少ないのじゃないか、従つて伊勢湾なら伊勢湾地区に大体集約する、そういう点になると、なかなか建造というものがはかばかしく私はいかないのじゃないかと思ふ。それと同時に御承知の通り農地関係の問題は客土の問題とか、あるいは今質疑応答中の除塩の問題とかそういう点があるから、なかなか簡単にいけません、しかし、この漁業関係の問題につきましては、二十六日にあつた大きな被害があつても、おそれる翌々日くらいは波静かだ、ことに伊勢湾のごときは魚の種類が非常に豊富であり、そして非常にたくさん種類の魚が多い、そういうわけで、いながらにして、船がないためにどうすることもできないという面が非常に多いと思つてあります。従つて八割の建造費の補助というものは非常にけつこうなんだが、同時に水産庁としては余つておる船といふことは簡単にいかなないと思つて、そういう点について特に全国に余裕のある船等はいくつに所を回して、そしてすぐにあつたからの一つ漁業に従事させるというような措置をとられた点はないのですか。これは私非常に大事だと思つて、今申し上げました通り、船がえあれば極端に言へば台風の翌日でも出かせぎができるわけなんです、そういう措置をとられたかどうか一つお尋ねいたします。

○説明員(高橋泰彦君) まず第一番目の御質問は、建造が急速にいく見通しかどうかというお尋ねでございますが、これも御心配の通り被害を受けた船を短時間の間に急速に回復させる見通しは実はございません、相当時間がかかるようにございます。従つて、現実には御指摘のように翌日から直ちに漁に出得るような状況にありません、ことに台風後の魚の状況は必ずしも悪くないのでございますが、ただいまのような状況のもとでは魚はおりがから船がなかつたという事態が発生したわけでございます。そこで、現実にはそれで漁村ではどうしておるかといふことです、残りました若干の船を、この間もちよつと御説明いたしましたので、漁業協同組合が事実上その残つた船を管理するような格好で、もちろん十分ではございませんが、なるべく広く能率的にフルに使うということ、たとへば無動力船を残つた動力船で引いてもらつたり、ないしは少し余分に乗せたり、ないしはちよつと無理

な格好でございますが、多少かわるがわる使うといふような格好でかなり無理な運用をして、若干ながらも、しかし復興しておるような傾向でございます。従つて、私も一番おそれたノリの問題につきましては、大体そういったような格好でやりましたので、まずまず七、八割程度はこのままでいい、今後の政策はかんによつては大体七、八割以上はいけるだろうという見通しも、実は乏しい資料と乏しい漁船の中からそういうような見通しを得た次第でございます。また、ただいま申し上げました事情が、このたび漁業協同組合に共同利用の船を作らすという一つの考え方を持った次第であつたわけでございます。

とは事実でございますが、これはその漁村内部で実際に回っただけでございまして、私どもの力で回ったわけではございません。従つてこの点はいろいろ努力しようとしたのですが、具体的にそのう措置を講ずることは私どもとしてはできなかったというのを申し上げるのしかないと思ひますが、ただ美態的には、幾分近所近辺のやや古いような船が若干回つた例はあるけれども、ほんとうに必要とするようないい船が回つたとは思ひれないようでございます。それから現実にその後どうなつていくかということでございますが、その後は一応ただいまのところ落ちついておりますが、一番の問題は修理、特に無動力船の修理その他の問題で若干の船大工その他の不足の点がございまして、これは私どもは団体を通じまして、ないしは他の県を通じて、大工が不足しているようだから、もしそういう心当たりがあれば回してもらいたいというふうな依頼をしている程度でございます。以上が今日までの漁船の不足についての若干の経過でございます。

○大竹平八郎君 この一万五、六千隻というものは大体どうなんでしょうか、伊勢湾関係の沿岸漁船のいわゆる台風前のパーセンテージとしてどのくらいに上つていくのですか。

○説明員(高橋泰彦君) 伊勢湾を具体的に申し上げますと、この地帯は御承知のようにノリの相当大きな生産額のある地帯でございますが、現在のところ漁業権の関係から見ると、ノリの漁業権はいずれも御承知のように地元漁業協同組合がこれを持つておるわけでございます。ただいまも説明いたしましたように、ノリにつきましては相当額被害を受けましたけれども、その後鋭意ノリのひびの立て込みに努力いたしました結果、大体七、八割まではこの十二月までにはできる、生産が十二月には上がつてくるわけですが、その見通しが大体七、八割まで上つておるもので、そのような漁業権と、それからただいま申し上げましたような回復の度合いから考えまして、今にわかにはさういふたような権利関係を無視して、他の地区のものにこのノリをさせるということはおかえつて事態の混乱を招きまして、必ずしも生産を上げるゆえんではないのじやないだろうか、むしろ現在のままなるべくすみやかに漁船を作らせるといふことに重点を置いた方がいいのではなからうか、このように考へておる次第でございます。

○秋山俊一郎君 関連して。ただいま大竹委員から御質問のありました船の数字の問題ですが、大竹委員は、ただいま修理不能のものは二万隻あるといふことをおっしゃつた。あなたはそれを訂正も何もなさらず、そういう数字を肯定してもよろしいのでございますか。今までの説明と大へん違いだと思つております。それはあなたが最初示された愛知県修理不能の数字と全体の数字とが逆になつておるのじやないかと思ひますが、その点一べん念を押しておきます。

○説明員(高橋泰彦君) これは私の説明が悪かつたと思ひますが、もう一度数字を申し上げますと、修理不能の隻数の全国的推計が大体七千隻でございます。一万八千隻と申し上げましたのは、被害を受けた全国的な漁船の数でありまして、この中には修理可能な数も相当入つておりますので、その点にはたびたび御説明いたしましたように、修理不能の隻数としては大体七千隻というふうな考へております。

○大竹平八郎君 そうしますと、この修理不能がもうすでに二万あるわけですね、愛知三重だけを見ましても。その他いろいろまだあるのでしょうか、少なくとも二万以上というものが修理不能だということになりますと、いろいろ今対策についてこまかい御説明がありましたが、なかなか台風前の状況にいくというところは、これは私は容易ならぬことだと思ふのであります。そこで水産庁としましてはどうなんでしょうか。いろいろ漁業権の問題とか、これはまあ非常に特にやかましいのであります。各組合なり何かの了解を得て臨時対策として、どこか特別な船を組合を通じてそれにまかせると、さうして伊勢湾の中で漁獲をするとか、さういふような措置というものは、これはもう全然できないことなんではないでしょうか。

○説明員(高橋泰彦君) 伊勢湾を具体的に申し上げますと、この地帯は御承知のようにノリの相当大きな生産額のある地帯でございますが、現在のところ漁業権の関係から見ると、ノリの漁業権はいずれも御承知のように地元漁業協同組合がこれを持つておるわけでございます。ただいまも説明いたしましたように、ノリにつきましては相当額被害を受けましたけれども、その後鋭意ノリのひびの立て込みに努力いたしました結果、大体七、八割まではこの十二月までにはできる、生産が十二月には上がつてくるわけですが、その見通しが大体七、八割まで上つておるもので、そのような漁業権と、それからただいま申し上げましたような回復の度合いから考えまして、今にわかにはさういふたような権利関係を無視して、他の地区のものにこのノリをさせるということはおかえつて事態の混乱を招きまして、必ずしも生産を上げるゆえんではないのじやないだろうか、むしろ現在のままなるべくすみやかに漁船を作らせるといふことに重点を置いた方がいいのではなからうか、このように考へておる次第でございます。

○秋山俊一郎君 関連して。ただいま大竹委員から御質問のありました船の数字の問題ですが、大竹委員は、ただいま修理不能のものは二万隻あるといふことをおっしゃつた。あなたはそれを訂正も何もなさらず、そういう数字を肯定してもよろしいのでございますか。今までの説明と大へん違いだと思つております。それはあなたが最初示された愛知県の修理不能の数字と全体の数字とが逆になつておるのじやないかと思ひますが、その点一べん念を押しておきます。

○説明員(高橋泰彦君) これは私の説明が悪かつたと思ひますが、もう一度数字を申し上げますと、修理不能の隻数の全国的推計が大体七千隻でございます。一万八千隻と申し上げましたのは、被害を受けた全国的な漁船の数でありまして、この中には修理可能な数も相当入つておりますので、その点にはたびたび御説明いたしましたように、修理不能の隻数としては大体七千隻というふうな考へております。

○大竹平八郎君 私は、さつきの質問の中に、あまりに船の被害があなたの説明で大きいものだから、従つて、かゝるにノリ一つとつても八〇％というのには、なかなかこの十二月くらいまでに上がるというところは、われわれの常識から考へてこれは無理だ、こう思つて他の漁船等を——私は何も持つていないの権利を無視してなんと、そんなばかなことを言うのではない。これはきわめてむずかしいといふことを前提として話をしているんですが、それでああいうふうな質問をいたしましたのですが、それはそれでよろしゅうございまして、それから建造並びに修理の問題なんです。先ほどあなたからもお話があつたわけでありまして、この小さい船なんかは私先ほど申し上げた通り、大船土地でやるものですが、従つてその船大工がおらぬ、修理工もおらぬというふうなことで、これは相当全国的に手配をされて、かなり動員を現実におしておるのですか、現在において。

○説明員(高橋泰彦君) その後、府県からの報告によりますと、かなり資金が上がつて困つておるという御指摘はありましたけれども、まあ十分ではございませんが、大体順調に修理は進んでおるといふふうに報告を受けております。

○秋山俊一郎君 ちよつとお尋ねしておきますが、聞くとお尋ねして、今まで法律の要綱ないしは法律の運用等についての説明がございましたが、それに変化があつておるかどうかが、何か変化があつておるかどうかを聞いておりますが、あれば一つ御報告をお願いしたい。同時に、これは小型漁船に限らず、一般の農林省関係の法案につきましても同様であります。本来ならば、変化があればいち早くこつちに御報告をいたさなければいけませんけれども、何にもございせんが、ほかにさういふケースはないのか、小型漁船については何かさういふことがあるように聞いておりますが、さういふことを伺ひます。

○説明員(高橋泰彦君) 小型漁船の建造に関する特別措置法案に對しましては、十一月二十日の衆議院災害地対策特別委員会において付帯決議がなされた。それは以下の通りでございます。

政府は、本法の施行に當り沿岸漁業地域の被災の激甚なる実情に鑑み、小型漁船建造の助成について、実情に即応する弾力的な措置を行い、以て沿岸漁民の早期立上りを促進すべきである。

以上でございます。

○秋山俊一郎君 私どもはさういふふうな聞いておるんですが、かねて御説明になりました、この一組合における被災漁船が二十五艘以上の組合を対象とする。それからもう一つは、七五〇というものが五〇％に変わつてきておりました、それがさらに四〇％になつたといふふうな何つておるんですが、それはどうですか。

○説明員(高橋泰彦君) これは、当初私どもが説明いたしましたときには、ただいま御指摘の通り、一組合二十五

艘も相当入つておりますので、その点にはたびたび御説明いたしましたように、修理不能の隻数としては大体七千隻というふうな考へております。

○大竹平八郎君 私は、さつきの質問の中に、あまりに船の被害があなたの説明で大きいものだから、従つて、かゝるにノリ一つとつても八〇％というのには、なかなかこの十二月くらいまでに上がるというところは、われわれの常識から考へてこれは無理だ、こう思つて他の漁船等を——私は何も持つていないの権利を無視してなんと、そんなばかなことを言うのではない。これはきわめてむずかしいといふことを前提として話をしているんですが、それでああいうふうな質問をいたしましたのですが、それはそれでよろしゅうございまして、それから建造並びに修理の問題なんです。先ほどあなたからもお話があつたわけでありまして、この小さい船なんかは私先ほど申し上げた通り、大船土地でやるものですが、従つてその船大工がおらぬ、修理工もおらぬというふうなことで、これは相当全国的に手配をされて、かなり動員を現実におしておるのですか、現在において。

○説明員(高橋泰彦君) これは、当初私どもが説明いたしましたときには、ただいま御指摘の通り、一組合二十五

艘も相当入つておりますので、その点にはたびたび御説明いたしましたように、修理不能の隻数としては大体七千隻というふうな考へております。

○大竹平八郎君 私は、さつきの質問の中に、あまりに船の被害があなたの説明で大きいものだから、従つて、かゝるにノリ一つとつても八〇％というのには、なかなかこの十二月くらいまでに上がるというところは、われわれの常識から考へてこれは無理だ、こう思つて他の漁船等を——私は何も持つていないの権利を無視してなんと、そんなばかなことを言うのではない。これはきわめてむずかしいといふことを前提として話をしているんですが、それでああいうふうな質問をいたしましたのですが、それはそれでよろしゅうございまして、それから建造並びに修理の問題なんです。先ほどあなたからもお話があつたわけでありまして、この小さい船なんかは私先ほど申し上げた通り、大船土地でやるものですが、従つてその船大工がおらぬ、修理工もおらぬというふうなことで、これは相当全国的に手配をされて、かなり動員を現実におしておるのですか、現在において。

○説明員(高橋泰彦君) これは、当初私どもが説明いたしましたときには、ただいま御指摘の通り、一組合二十五

艘も相当入つておりますので、その点にはたびたび御説明いたしましたように、修理不能の隻数としては大体七千隻というふうな考へております。

○大竹平八郎君 私は、さつきの質問の中に、あまりに船の被害があなたの説明で大きいものだから、従つて、かゝるにノリ一つとつても八〇％というのには、なかなかこの十二月くらいまでに上がるというところは、われわれの常識から考へてこれは無理だ、こう思つて他の漁船等を——私は何も持つていないの権利を無視してなんと、そんなばかなことを言うのではない。これはきわめてむずかしいといふことを前提として話をしているんですが、それでああいうふうな質問をいたしましたのですが、それはそれでよろしゅうございまして、それから建造並びに修理の問題なんです。先ほどあなたからもお話があつたわけでありまして、この小さい船なんかは私先ほど申し上げた通り、大船土地でやるものですが、従つてその船大工がおらぬ、修理工もおらぬというふうなことで、これは相当全国的に手配をされて、かなり動員を現実におしておるのですか、現在において。

隻以上の組合であつて、またはその修理不能の率が七五%以上、さらに原則として漁船保険に加入しないものというふうな、いろいろな制約があつたわけでございますが、これにつきまして、その後のいろいろと御議論もあり、また私どもの方で財政当局とも連絡いたしまして、まず御報告いたしましたように、漁船保険というものはこのように措置に關係させないことが一つと、それからただいま御指摘のようになり一組合二十五隻ということと、七五から五〇%、五割ということに一致する。またさらにそれよりもややもうちよつと小さい漁協というふうなものを対象にしてもいいではないかと、いうようなことで、過日の委員会の席で、これは四〇%程度にすべきであらうというふうな御議論がありまして、ただいまその線で財務当局と連絡し、大体了解を得ておるような線で進んでおります。

○秋山俊一郎君　その他の農林関係の法案につきまして、今言つたような従来委員会に御説明になつたことで変化の起きておつて、今日まで御説明のないようなものがあれば、一つ御報告を願いたい。なければよろしゅうございます。ございませんか。

○政府委員(伊東正義君)　私、実はこの前暫定法當時参りまして御説明いたしましたので、官房長が御説明したわけでありまして、暫定法等におきましては、私は変わつておらぬと思ふのでありますが、関係農家で割りました五万円というふうな市町村の区域でございまして、あるいは湛水法の指定のあつた区域というものを高率補助

の適用にいたしまして、あるいは開拓地につきましては、十戸以上の住宅の被害があつた、あるいはそれが一割以上というふうなことになるおそれがある、当時説明いたしましたものとおそろく同じであらうと思つております。それからもう一つやはり湛水法につきましては、これは建設省所管でございますが、一週間三十ヘクタールということになつておりました、これは量について実はいろいろ議論がございました。やります経緯におきましては議論がございましたが、政令では一週間三十ヘクタールということとやろうというところに話し合ひはなつております。

○政府委員(坂村吉正君)　私どもの方の關係の天災融資法の一部改正案、それから農業共済融資についての特別措置法案につきましては、何も変わりました点はございません。

○仲原善一君　簡単に二、三お伺いしたいと思ひますけれども、食糧庁はいないですか。

○委員(都祐一君)　食糧庁はちよつと何か事務の都合で……。

○仲原善一君　それではこちらの関連ですけれども、農地局長にお伺ひしたいと思うのですが、特にちよつと心配になりますのは、この災害関連事業です。被害激甚地は三分の二の補助があるわけですが、その補助残についての起債の問題です。その内容についてまあ詳しく一つお伺ひしたいと思ふんですが、たとえば三分の一の補助残についてどれくらいの起債が認められるのか、その起債の跡始末、たとえば元利補給をやるとか、あるいは地方交付税でこれを補うとか、そういう措置がどの程度行なわれるのか、この点についてお伺ひいたします。

○政府委員(伊東正義君)　起債の問題でございますが、自治庁とその後話し合ひをいたしました金額は大体十九億、二十億弱のものを今度の災害の補助分に見合ひしますところの分としまして、一応そのぐらゐの額を予定しておこうというふうになつております。それで、これの将来の返還の問題でございますが、これにつきましては、御承知のように基準財政需要をはじき出すときに、災害についての起債については一円について九十五銭という高い率で財政需要をはじきまして交付税を出すということになつておりますので、そういう取り扱ひでこの分はいくといふふうにわれわれは考えております。

○仲原善一君　ただいまのお話で、補助残の全額については起債が認められるわけですか。

○政府委員(伊東正義君)　補助残につきましては起債の率でございますが、これは大体九割程度くらいのもを予定しておこうということと、一応ワケは十九億ということでございます。

○仲原善一君　この事項については政令とか何とか、そうでなくて、行政方針と申しますか、取り扱ひの了解事項でやるわけですか。

○政府委員(伊東正義君)　そのように考えております。

○仲原善一君　これに関連がありますけれども、小災害の問題ですが、この小災害の起債の問題について、一町村当たり從來だと百万円であつたのを今回は八十万円にするとかいふようなことを漏れ聞いておるわけですが、これはその通りでありますかどうか。

○政府委員(伊東正義君)　小災害につ

きまして、実は今御質問がございしましたように、これにつきましても一応の額を予定してございます。それから御質問にありましたように、從來は市町村の親災害を含めまして、災害復旧の事業費が一番上は千万以上でありまして、それから一件の起債の額が百万円以上ということになつております。これを今度は一千万程度を八百万におろし、一件当たりの起債の額も八十万というふうに下げるといふように取り扱ひをきめております。

○仲原善一君　そこでこの町村に適用する場合に旧町村、合併以前の旧町村をとつた場合に有利であるか、あるいは新町村の方が有利であるか、それはこの有利な方をとるといふことよろうでございますが、その通りであるかどうかということ。

もう一つはその適用をやる場合に、昭和二十九年の一月一日以後に合併した町村についてそれを考えるといふことも聞いておるわけですが、これもこれはどういふ意味でそういう期日をきめられたのか。まあ災害とそういう町村合併の日にかゝるものと関連がないように思ふわけですが、それ以前にすでに町村合併の法律も出ていますわけですから。あるいは昭和二十九年一月一日というのは、その促進法のできた、成立した日ではないかと思ひますけれども、まあそういうことによつて差別がつくといふことは非常に公平を欠くように思ひますので、その一歩前の町村合併の法律の成立した日をとつていただければ非常に公平になるんじゃないかといふ気がいたしますので、希望もあわせて申し上げて、御意見を聞きたいと思ひます。

○政府委員(伊東正義君)　今の期日の問題でございますが、これは先生おっしゃいましたように、促進法のできた以降といふことで考えております。これにつきましても、やはりそういう合併促進法という一つの行政的な目的をいれてやりました以降のものにこれをとるのが適當ではないかといふような見地で一応日は切つてございまして、それ以後につきましても、先ほどおつたやうに、有利な方をとつて考えていくといふふうになつております。

○仲原善一君　どうも今の期日のきめ方については多少私は意見があるわけでございますが、せつかく恩典に浴し得る町村があるのに、予算の關係が何か知りませんけれども、また狭めていくようなやり方については、非常に災害と關係のある期日であればいいわけですが、早く町村合併をやつたために災害が多いとか少ないとか、そういう関連が何にもない時期をとらえてやるということに非常に不合理を感じております。これは意見にわたりますので、その程度にいたします。

それから先ほどの八十万といふ町村の一件当たりの件数については、災害の復旧は災害事業の一件当たりの八十万円でございますけれども、これは三カ年にわたつて災害復旧をやる場合には三カ年を含めたものであるか、その年の復旧分が八十万あればいいのか、その辺の取りきめはどういふふうになつておりますか、お伺ひいたします。

○政府委員(伊東正義君)　小災害につきましては、これはほとんど三年といわず単年度でやつているものが実は多

うございします。しかし、金額の推計の基礎として、二年でやります場合には二年分含めましてという考えをとっております。

○大倉精一君 関連して一つお伺いしたいのですが、先ほどおっしゃった御答弁があつたように、船の建造ないしは修理について、非常に人件費といひますか、賃金が上がつておる、こういう御報告がありました。これは現地においてはそうであらうと思ひます。そこで、建造費用並びに修理の費用、その費用の認定は、これは災害前の標準でおやりになるのか、あるいはまた、実際の支出をした費用をもつて建造費として認定されるのか、その点をまずお伺いしておきたいと思ひます。

○説明員(高橋泰彦君) これは、予算上の積算の基礎は一定の金額で計算してございしますが、これは当然各地によつて単価が必ずしも同一でありませんので、これは予算を実行する場合にそれぞれ実際に合つたような格好で運用して参りたいと、このように考えております。

○大倉精一君 実際に合つたような格好と言われるのですけれども、いわゆる十分の八の補助をすると言つても、実際の出費というものが非常に重なつてゐるといつた場合には、十分の八が実際の場合には十分の五ぐらいになつてしまふんじゃないかというやうな心配もあるわけですね。で、賃金が非常に高騰したとかいうやうな事実があるならば、そういうものを勘案して十分の八になるように補助を与えると、こういうやうな趣旨が今あなたが勘案するということになるのですか。

○説明員(高橋泰彦君) その通りでございます。

○大倉精一君 もう一つお伺いしたいのですが、組合員に限るのですか、対象となつておるのですか。ところが実際今度の場合、適用地域にそういう場所があるかどうかかわかりませんけれども、御承知のように漁業協同組合というのは非常に封建性の強い場所があるので、従つて、協同組合に入つていない、ないしは入れてもらえないという場面がたゞさんあるわけなんです。そういう人もやつぱり平等に被害をこうむつており、やはり災害救助をしてもらふ権利も資格もあると思うのですけれども、組合員以外の人に対しては一体的なやうなことをお考えになつておるのか。これは、やつぱり組合員以外も含んで——災害に対して総合的の補償を与える、こういう意味なのか、あるいは漁業権といひますか、これは必ずしもこのことになるかわかりませんが、漁業権に対して被害認定の上にこういう措置をとられると、こういうお考えなのか、どうちなんですか。

○説明員(高橋泰彦君) これは、現実には船を持つて海に出ておるという漁業者の方々が地元の漁業協同組合に入つていないといふことは、まずまずほとんどあるまいというふうに考えております。ただ、漁業労働者ないしは非常に大型な漁業者が地元の協同組合に入つていないといふ場合ももちろんありますが、それからいへば船を持つか、そういう方々も若干組合に入つて

いないといふことがございしますけれども、このたびの地帯とこのたびの漁船の範囲内で考えますと、まずまずほとんどどこかの漁業協同組合に入つてゐるといふふうに、現実の問題としてはそういうふうなま考慮しておるわけでございます。

それから、ことにこのたびのたゞえは愛知県の災害その他を拝見いたしました。と、ただいま御指摘のように、漁業権と非常に関係があるわけでございますが、この漁業権は、御案内のように地元の漁業協同組合が権利者としてこの漁業権を管理しておりますので、その点もやはりこの漁業協同組合を通してこのやうな漁船の施策をして参りましても、実態から離れることはまずあるまいというやうな見解を持つており、このやうに運用して参りたいといふふうに考えるものでございします。

○大倉精一君 私が心配しておるのは、これは補償の問題とは少し違ひかもしれませんが、現地に於いてはやはり漁業協同組合に入つていない漁業者もあると思ひます。そういう人の補償は一体どこでされるのか、これが非常に問題ではないかと思ひます。そういう場合に、漁業協同組合に対してこの際一緒にやつてもらいたいと言つても、いわゆる、いうところの村八分といふことが往々にしてございするのではないかと思ひます。これに對して、あなたの方は、今ないとおつしやつたけれども、私は全然皆無ではないと思ひます。そういう人に限つてはんとくに生活なり立ち上りなりに困難を來たしておるのじゃないかと思ひます。そういう人に対してやはり国家としての恩恵といふものも見てやらな

きやならぬと思ひますけれども、これに對して格段な一つ御配慮を願わなければならぬと思ひますが、いかがですか。

○説明員(高橋泰彦君) 私どもは、そういうやうな方はないと思つておりますが、しかし、たゞさんの中でございしますから、万が一にもそういう御指摘のやうなケースがあるかと思ひますが、その場合には、これは漁業権を漁業協同組合が管理している点もございしますので、加入を正当な理由なくして拒むといふやうな措置について、私どもはかなり関心を持つてございします。この点、もし万が一やうな方があつたならば、そういうやうな加入を拒まないやうにいたし、それで地元の漁業協同組合に加入し、それとして漁業協同組合を通してこの助成の裏づけをされた漁船を建造して参るといふやうにいたしたいと思ひます。

それから、先ほどの御質問にも関連するわけですが、御指摘のやうに、漁業協同組合は完全に今理想的な格好で民主化されてゐると思われぬ節が相当ございします。これは御指摘の通りでございます。ことに、今回のやうに漁業者個人の船をそのまま原形復旧するのではなくして、漁業協同組合が船を所有し管理するといふ格好にいたしませんと、いかに応急的な処理とはいへ、もし御指摘のやうに漁業協同組合にかなりボスの運用をされるといひますと、むしろ非常に何と申しますか、必要以上に漁業協同組合といふものが漁船を持つてゐることによつて強くなりまして、御指摘のやうな心配はあらうかと思ひます。それで、この点

につきましては、私どもも非常に心配する点でございまして、今後の運用としては細心の注意を払ひまして、そういうことの絶対にならないやうに嚴重な指導をして参りたいと、このやうに考えておる次第でございします。

○大倉精一君 大へんけつこうだと思ひますけれども、ただ組合に加入することを拒むといふ場合、これは一が往々にして現地に行つて見ると、拒まざるを得ないやうな漁業協同組合の実態があるといふ点に往々われわれぶつかるわけなんです。ですから、こゝういふ機会に、そういう入ることを拒まざるを得ないといふやうな実態のある漁業協同組合に対しては、強力な一つ民主的な指導をしてもらわなければいかんと思ひます。で、そういう場合に、今までそういうやうな得ざる事情によつて拒んでおつたやうな人々も、災害といふものに対しては、これはもう国家が補償するものでありますからして、やはり国民である以上は何かの救済をしなきゃならぬ、こゝういふことなんですか。そこで、漁業協同組合が船をばい持つて参つて共同使用させる、この共同使用にその人に加えないといふことになれば、その人はどうやつて生きて行くか、こゝうなわけなんです。そこで、この共同使用といふものについては、国家がこゝういふにやる限りにおいては、国家において責任があるのだから、でありますから、ぜひそういう弊害のないやうに一つ強力に御指導願ひたい。と同時に、その補助金とか補償金といふものが協同組合のボスによつて非常に不明朗な使い方をされるということが往々

つきましては、私どもも非常に心配する点でございまして、今後の運用としては細心の注意を払ひまして、そういうことの絶対にならないやうに嚴重な指導をして参りたいと、このやうに考えておる次第でございします。

にしてあるのでありますけれども、そういうものに対しては、これは遺憾のないように監督しなければならぬけれども、そういうような手配、手はずというものをとおりにするかどうか。

○説明員(高橋泰彦君) 御指摘のようないろいろな問題が予想されますので、今後十分注意いたしまして、遺憾のないように万全を期したいと思う次第でございます。

○藤田藤太郎君 私、一つは委員長にお願いをしたい。先ほど出ましたように、衆議院では二十一日に相当な法案が上がり、そうして明日か明後日にも法案が上がる。そうしますと、衆議院で法案が上がり、たまたまここに質疑の中に出て参りますように、衆議院でどう変わったか、変わらぬかという議論が当局の間において行なわれるということでは、少しわれわれとしてもその衆議院が修正したか、了解したか、そういうものを全部含めて法律の審議をもう今日では進めなければならぬのじゃないか。そういう意味で、どうか事務局と連絡でもして、あすの委員会までは衆議院で上がった法律の修正または了解、付帯決議というような問題を一つせひ委員に御配付をお願いしたい。これをお願いしておきたいと思ひます。

○委員長(郡祐一君) 法案の修正につきましては、従来の先例の通りの説明を求めています。本日は時間の都合でいかかと思ひますが、自治庁関係の法案について一つ修正点がございす。本日お話し合いに出ておりますのは、了解のような問題でありますので、全部がどのような形でお手元

に届きますか、これは事務局とも打ち合わせをしてみよう。衆議院で送付案について修正いたしましたものについては、委員長においては従来の通りの委員会の扱いをいたしておりますので、御了解願います。

○藤田藤太郎君 それで付帯決議の問題や、いろいろ聞いてみると、通常国会でこの分はやるのか、やらぬのかという話まで伝わっているわけでございますから、どうか事務局との関連において、われわれが十分知つて審議ができるようにしていただきたい。

それから水産庁次長に一つだけお尋ねしたいのですが、三分の一だけ建造する、その三分の一は十分の八である、そうしてあとの二分は補助対象にならないわけですか。で、あとの三分の二の建造分については融資ということになるのだと思うのですけれども、どういふ格好で、どういふところから融資をされるか。要するに十分の八の残った十分の二の分の融資の関係をどうと聞き漏らしておりましたので……

○説明員(高橋泰彦君) お答えいたします。今度のこの小型の漁船の建造に關しますこの措置は、趣旨から申します、金融ではどうにもならない被害激甚地につきまして、共同利用施設として三隻に対して一隻の割合で漁協に船を作ることを助成して参る。こういう考え方でございすので、従いまし三隻のうち二隻の二隻につきまします、金融がつかないという前提でございますので、これは今直ちに金融で一隻は助成をもつて建造し、残りの二隻は直ちに金融で建造させるといふことにはならないというふうに考えられ

ます。ただ、御指摘のように、今般のこの対象になりますのは、原則として三トン前後以下の被害漁船でございすので、三トン以上の船につきまします、これは農林漁業金融公庫の融資をつけるというふうにして参りたいと思ひます。

それから、いわゆる激甚である組合以外の少数の小型漁船の被害が相当なものであるわけでございますが、これにつきまします、先ほど経済局長から御説明がありましたように、小型の船の建造、取得につきまします、天災融資法、それからそれよりや大きなものは、やはり農林漁業金融公庫の融資というところによつて考へて参りたいと思ひます。ただ、漁協の建造の対象になります共同利用施設としての漁船につきまします、補助残融資はこれは公庫の方でめんどうをみて参りたいというふうに考へておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 そうしますと、小型の船が三隻あつて三人の漁師がおるといふことになる、一隻に乗つて漁業はできないことになりましますから、自然できるだけ早い期間に三隻こしらえて生活を維持していこうということに私はなると思ふのです、そうでなければ生活はできませんから。だから問題を突き詰めますと、一つの漁業組合の中で三隻のうち一隻は十分の八の補助、あとの二隻は今言ふ天災融資ですか、三トン以下のところで天災融資、その他のところで公庫融資で建造をされる。これをミックスして、やつぱりさしたあたりは、いずれにしても三隻の中の一は建造の補助をされるのですから、あわせて融資を含めて、み

なううまくいくようにという考へ方はどうなんですか。

○説明員(高橋泰彦君) これはただいま御指摘のように、現在の建造能力から申しまして、三隻に対して一隻ぐらゐの建造能力しかございせんので、応急的に漁協にこの船を作つていただいて、これに対して助成するという措置を講ずるわけでございます。しかしながら、この事態はそう長く御指摘のようにならぬわけでございます。造るうちにある期間がたちまして、造船能力から見ますとそうひどく遠いことでない将来、やはり漁協でみんなの船を作つたけれども、そろそろ自分も持たないといふ時期も来るし、漁船の建造能力からいつても、持たないといふ時期がやはり来るのじゃないかと思つております。このようになつて参りますと、そのようになつて参りますと、造船、取得に対してもやはり金融のお世話をして参りたいというふうに考へておるのでございす。

○藤田藤太郎君 そが私は今非常に疑問に思つておるところです。三人の中で一つ船をこしらへる、しかしそれはほんの当座で、建造能力がないといへばこれは何をか言わんやで、私たちが何も言ひませんけれども、一隻ができた、あとどうしても二隻こしらへないと生活ができないということになる、できるものに金融するということになると、一隻の船に対する処理をどうするか、今ある船をどう処分していくかという問題が起きてくるわけですか。それから、そういうものを建造能力とあわせて政府はこれだけしか補助ができませんというなら、本来なら何とかもう少ししてあげたいのだけれども、財源

上の問題ですから、融資の問題とあわせて三隻に一隻という点を計画的な操作ができないかというのを言つていふのです。だからどうしても近い時間のうちにそういうことをやらなきやならぬといふときには、金融だとおつしやるけれども、そこあたりが漁業組合員同士の中で、三トン以下の小型船ですから、そういう問題の調整というものが非常にむずかしいとなつてきやせぬだらうかと思ふのですが、どうですか。これは財政上の問題かもしれませんが、聞かして下さい。

○説明員(高橋泰彦君) その点はなかなかむずかしいので、少し現地のいろいろな事態の変化も眺めようと思つてはおりますが、ただいまのところではこのように考へておるのでございす。それはやはり、今度の共同利用といふことで漁業協同組合が取得した一休船が、将来どうなるだらうかという問題がやつぱり根本だらうと思ひます。それにつきまします、やはりその点は共同化に沿つた線ではあると申しますが、やはり本質的にはあくまでも災害に対する応急的な措置じやないだらうか。従いまして、ある時期がきますと、場合によつては漁業協同組合で今作りますこの漁船を組合員に売却していくと申しますか、そういうような事態も場合によつては予想しておかなければならぬといふふうにも考へております。しかしながら一方、せつかく一つの共同利用施設として漁船を漁協が持つわけでございますが、これに対しては、やはりあくまでもこのような施設を伸ばすべきであるという考へ方もないわけではございせん。ことに私も考へております

るの、必ずしも原形復旧だけではな
く、場合によっては無動力船を動力
化したとい、これは全部とは申しませ
んが、許された予算の範囲内では無動
力船を動力化して漁協が利用し、管理
するということも考えております。従
いまして、このような船につきまして
は、場合によっては組合員の指導船そ
の他のような格好にいたしますと、必
ずしもこれはすぐ組合員の再び個人有
に売却していいというものではなく
て、その中にも共同化ということでも
現実的にしかいい芽がそこに残るも
のとすれば、そういうものはかなり長
く組合有の漁船ということで残してお
いてもいいんじゃないだろうか。このよ
うにも考えておるわけです。一体この
ような船が直ちに組合員に売却するこ
とになるのか、それとも協同組合の共
同利用施設として相当長くいくのであ
るかという点については、どうも私
どもはその土地の実態、漁業の種類、
また漁業協同組合のそれ自体のいろ
んな運動の問題、いろいろあろうかと
思ひまして、私もはにかかにこれを
左、右というふうに割り切ることには
ずかしいだろうと、その点につきまし
ては、もう少しその実態も見た上で、
非常に無理であるならば、組合員の個
人所有に移し、それから共同化の非常
にいい芽が出ておれば、それはそのま
まとして残しておいて、その上に個人
の漁船も融資でめんどろを見るという
格好も考えたいと思ひます。この点
は、はなはだお答えがあつちこつち
いたしましたけれども、実態をもう少し
拝見した上で最も適当な措置をとりた
い、このように考えている次第でござ
います。

○藤田藤太郎君 いや、私はその共同
化の中に漁業者が入っていくことに
ついては、私自身としては賛成なん
です。しかし、それは賛成なんです
が、実際の漁業組合自身の中では、そ
う実態のものも共有になつてやつて
いるかどうかという問題があるので、
実際の問題を聞いたのでして、将来の
方向としてまことに私はけっこうだ
と思ひます。助け合つていく。しかし、
にしても三隻に一隻という生活の問
題が出てくるわけですから、そういう
疑問を持つておるわけですから、そ
ういふ点で、長期低利金融が何かの
処置で、やはりできるだけ早い時間
に、三隻のところを二隻も建
造するということになれば、食つて
いけないという現実の問題になつて
きますから、そういう問題をよく考
へて研究をお願いしたいと思います。
○委員長(都立一君) 農林省関係の法
案の審議は、本日はこの程度といた
します。
次回は、明二十五日午後一時から開
会いたし、まず建設省関係の法案から
審議し、時間の関係により自余の諸法
案についても御審議を願うことといた
します。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十六分散会
十一月二十日日本委員会に左の案件を付
託された。
一、昭和三十四年九月の暴風雨によ
り塩害を受けた農地の除塩事業の
助成に関する特別措置法案(予備
審査のための付託は十月三十日)
一、昭和三十四年七月及び八月の豪

雨、同年八月及び九月の暴風雨又
は同年九月の降ひによる被害
農家に対する米穀の売渡の特例に
関する法律案(予備審査のための
付託は十月三十日)
一、昭和三十四年九月の風水害を受
けた漁業者の共同利用に供する小
型の漁船の建造に関する特別措置
法案(予備審査のための付託は十
月三十日)
一、昭和三十四年八月の水害又は同
年八月及び九月の風水害を受けた
中小企業者に対する国所有の機械等
の売却等に関する特別措置法案
(予備審査のための付託は十一月
五日)
一、昭和三十四年七月及び八月の水
害又は同年八月及び九月の風水害
を受けた都道府県の災害救助費に
関する特別措置法案(予備審査の
ための付託は十一月五日)
一、昭和三十四年七月及び八月の水
害又は同年八月及び九月の風水害
を受けた者に対する母子福祉資金
の貸付に関する特別措置法案(予
備審査のための付託は十一月五日)
一、中小企業信用保険公庫法の一部
を改正する法律案(予備審査のた
めの付託は十一月五日)
一、昭和三十四年八月の水害又は同
年八月及び九月の風水害を受けた
中小企業者に対する資金の融通等
に関する特別措置法案(予備審査
のための付託は十一月五日)
一、昭和三十四年八月の水害又は同
年八月及び九月の風水害に伴う公
営住宅法の特例等に関する法律案
(予備審査のための付託は十一月
五日)

一、昭和三十四年台風第十五号によ
り災害を受けた伊勢湾等に面する
地域における高潮対策事業に關す
る特別措置法案(予備審査のため
の付託は十一月六日)
一、昭和三十四年七月及び八月の水
害又は同年八月及び九月の風水害
を受けた地方公共団体の起債の特
例等に関する法律案(予備審査の
ための付託は十一月六日)
一、昭和三十四年七月及び八月の水
害又は同年八月及び九月の風水害
を受けた市町村職員共済組合の組
合員に支給する災害見舞金の額
の特例に関する法律案(予備審査
のための付託は十一月六日)
一、昭和三十四年八月及び九月の暴
風雨による堆積土砂及び湛水の排
除に關する特別措置法案(予備審
査のための付託は十一月六日)
一、昭和三十四年八月の水害又は同
年八月及び九月の風水害を受けた
公立の学校等の建物等の災害復旧
に關する特別措置法案(予備審査
のための付託は十一月七日)
一、昭和三十四年八月及び九月の風
水害を受けた私立学校施設の災害
復旧に關する特別措置法案(予備
審査のための付託は十一月七日)
一、昭和三十四年七月及び八月の水
害又は同年八月及び九月の風水害
を受けた農林水産業施設の災害復
旧事業等に關する特別措置法案
(予備審査のための付託は十一月
七日)
一、昭和三十四年七月及び八月の水
害又は同年八月及び九月の風水害
を受けた公共土木施設等の災害復
旧等に關する特別措置法案(予備

審査のための付託は十一月七日)
一、昭和三十四年八月及び九月の風
水害による任意共済に係る保険金
の支払等にあつてはるための資金の融
通に關する特別措置法案(予備審
査のための付託は十一月十一日)
十一月二十日日本委員会に左の案件を付
託された。
一、十五号台風被災琵琶湖水茎干拓
地救援に關する請願(第四八六号)
第四八六号 昭和三十四年十一月十
一日受理
十五号台風被災琵琶湖水茎干拓地救援
に關する請願
請願者 滋賀県近江八幡市博勢
町近江八幡市役所内滋
賀県水茎干拓土地改良
区内 出家館長三郎外
三百六十名
紹介議員 西川甚五郎君
去る九月二十七日の伊勢湾台風によ
り、干拓地に面する日野川堤防は決壊
実に三箇所に及び、うしろの如く押し
寄せた濁流は承水溝の大築堤を一瞬の
間に寸断してしまつた。黄金の穂波う
つ豊作の干拓地もたちまちにしてでい
海と化し、向う一箇年の生活のかてを
奪われた住民は途方に暮れてゐる現狀
であるから、(一)日野川防災ダム
の設置と堤防の根本的対策の樹立、(二)
承水溝築堤の復旧補強、(三)排水設
備の増強、(四)承水溝完全しゅんせ
つ、(五)被災農家の救援等の緊急対
策を講ぜられたいとの請願。
十一月二十一日予備審査のため、本委
員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案

(定義)

第一条 この法律で「被災地域」とは、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域のうち、当該災害につき災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された地域をいう。

2 この法律で「被災者」とは、前項に規定する災害の当時当該被災地域に居住し、かつ、自己(所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第八条第一項に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき前項に規定する災害により生じた損害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその住宅、家財又はその他の財産の価額のおおむね十分の五以上である者をいう。(本人の所得による支給停止に関する特例)

第二条 昭和三十四年十一月から昭和三十五年四月までの分の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十

一号)による福祉年金については、その受給権者が被災者であるときは、同法第六十五条第四項に該当する場合においても、同項の規定による支給の停止を行わない。ただし、その受給権者の昭和三十四年における所得が、十三万円(受給権者が同年十二月三十一日において受給権者又はその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条において同じ。)の子であつて義務教育終了前のものの生計を維持したときは、十三万円にその子一人につき一万五千円を加算した額とする。)をこえるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法第六十五条第四項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。(配偶者の所得による支給停止に関する特例)

第三条 昭和三十四年十一月から昭和三十五年四月までの分の国民年金法による老齢福祉年金及び障害福祉年金については、その受給権者の配偶者が被災者であるときは、同法第六十六条第四項に該当する場合においても、同項の規定による支給の停止を行わない。ただし、その配偶者の所得につき、所得税法の規定により計算した昭和三十四年分の所得税額(この所得税額を計算する場合には、同法第十五条の六及び第十五条の八の規定を適用しないものとする。次条

において同じ。)があるときは、この限りでない。

(扶養義務者の所得による支給停止に関する特例)

第四条 昭和三十四年十一月から昭和三十五年四月までの分の国民年金法による老齢福祉年金及び障害福祉年金については、その受給権者の民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその受給権者の生計を維持するものが被災者であるときは、国民年金法第六十六条第五項に該当する場合においても、同項の規定による支給の停止を行わない。ただし、その扶養義務者の所得につき、所得税法の規定により計算した昭和三十四年分の所得税額が、昭和三十五年五月から昭和三十六年四月までの分の老齢福祉年金及び障害福祉年金につき国民年金法第六十六条第五項の規定に基く政令で定める金額以上であるときは、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年十一月一日から適用する。

昭和三十四年十一月二十八日印刷

昭和三十四年十一月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局